

令和2年第3回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和2年9月4日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕 弘子 主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
監査委員	林 健太郎
教育長	青木 秀明
教育次長	藤本 伸
会計管理者	大塚 浩三
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設産業課長	高木 律生

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議第62号 | 令和元年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第4 | 議第63号 | 令和元年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第5 | 議第64号 | 令和元年度藍住町特別会計(介護保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第6 | 議第65号 | 令和元年度藍住町特別会計(介護サービス事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第7 | 議第66号 | 令和元年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第8 | 議第67号 | 令和元年度藍住町特別会計(水道事業)利益の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 第9 | 議第68号 | 令和元年度藍住町特別会計(下水道事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 議第69号 | 令和2年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第11 | 議第70号 | 藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第12 | 議第71号 | 藍住町コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の廃止について |
| 第13 | 議第72号 | (仮称)勝瑞藍工房本館新築工事請負契約の締結について |
| 第14 | 報告第6号 | 令和元年度財政健全化判断比率の報告について |
| 第15 | 報告第7号 | 令和元年度水道事業会計資金不足比率の報告について |

- 第 1 6 報告第 8 号 令和元年度下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 1 7 報告第 9 号 令和元年度藍住町継続費精算報告書の報告について

令和2年藍住町議会第3回定例会会議録

9月4日

午前10時開会

○議長（西川良夫君） おはようございます。今年の夏も記録的な猛暑、酷暑となりました。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大が大きな問題となっております。徳島県内においても日々、新型コロナウイルス感染者の確認がされております。この問題の長期化による社会、経済への打撃も深刻であり、本町においても予断を許さない状況下にあるといえます。1日も早い終息を強く願うものであり、私たち議会、行政が一丸となって町民生活の確保に全力を注いでまいりたいと思います。

○議長（西川良夫君） 本日は、令和2年第3回藍住町議会定例会に、御出席をくださいます。ありがとうございます。

ただいまから、令和2年第3回藍住町議会定例会を開会いたします。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

本日までに1件の請願書の提出がありますので、お手元に請願文書表をお配りしております。後ほど、ごらんいただきたいと思います。なお、本請願については、議会最終日に審議をいたしたいと思います。

○議長（西川良夫君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番議員、林茂君及び12番議員、奥村清明君を指名いたします。

○議長（西川良夫君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月24日までの21日間に決定いたしました。

○議長（西川良夫君） 日程第3、議第62号「令和元年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第13、議第72号「（仮称）勝瑞藍工房本館新築工事請負契約の締結について」の11議案及び日程第14、報告第6号「令和元年度財政健全化判断比率の報告について」から、日程第17、報告第9号「令和元年度藍住町継続費精算報告書の報告について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。さて、本日、令和2年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

議長から、提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち、行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜りたいと存じます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。国内での感染者は、7万人を超え、死亡者も1,300人を超える状況となっております。

また、県内におきましては、感染者は140人を超え、死亡者も4人となっております。特に4例のクラスターが発生し、8月1か月だけで100人を超える感染者が確認されており、県独自の基準とくしまアラートにおいて、感染拡大注意、漸増ステージを発令し、感染拡大防止対策が図られているところであります。依然として感染が拡大する中、政府において8月24日に大規模イベントの参加人数制限を9月末まで再延長する方針が出され、本町においても、イベントや行事について、これまでの方針を維持することとしており、例年開催しておりました敬老のつどい、ファミリースポーツフェスティバル、スポーツ少年団親睦競技大会、総合防災訓練、インディゴコレクション等規模の大きい行事については、3密の回避等、感染予防の徹底が難しいと判断し、中止とさせていただきます。

引き続き、町民体育館など、特に高齢者が集まる機会の多い施設での検温及び手指消毒、マスクの着用の徹底を図るとともに、3密の回避など新しい生活様式の実践をお願いし感染拡大防止に努めてまいります。

次に、町独自の経済対策、住民生活支援についてであります。

国においては、新しい生活様式の定着を前提に社会、経済活動への影響を軽減するための対策を講じているところであります。

本町におきましても、外出自粛や感染予防のための協力により、多大な影響を受けている民間事業者や住民の方への支援策として、7月臨時会で議決をいただきましたプレミアム商品券事業、食うポン券事業、パパママ応援給付事業及びシルバー応援給付事業の4事業については、既に、対象となる方への案内を送付しており、9月1日から購入及び引き換えを開始するとともに、登録店舗での使用が可能となっております。利用できる店舗は、8月末現在、町内103店舗となっております。利用期間は来年9月末までの1年間となっております。

また、リフォーム事業や、中小企業、個人事業主に対する事業継続支援金については、8月21日より申請受付を開始しております。

リフォーム事業では、現在、住宅14件、店舗5件の申請をいただいているとともに、多くの問合せをいただいているところであります。

次に、町内での藍作の実現につきましては、地域おこし協力隊5名が、藍栽培の研修を受けながら、約4,600平方メートルの畑で藍の栽培を行っております。7月下旬から1番刈り藍こなしを行い、これまでに約1,500キログラムの乾燥葉ができております。現在は2番刈りを行っている最中であり、1部は3番刈りまで行う予定としています。

今年度の菜づくりについては、準備も整い天候の様子を見ながら間もなく開始することとしており、現在藍建ての研修を受けるなど、技術の習得に努めております。

藍を盛り上げ、藍を町内外に発信していく事業を今後とも積極的に展開してまいりたいと考えております。

急速に進展する情報化を生きる子供たちの未来を見据え児童生徒向けの1人1台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想については、本町でも、今年3月議会7月臨時会で予算をお認めいただいておりますが、今定例会で残予算8,700万円を計上し、計画を前倒しし、今年度において全ての小中学生に配備の予定としております。

今議会には、令和元年度の一般会計決算のほか、各特別会計の決算認定の議案を提出いたしておりますが、ここで、令和元年度普通会計決算統計の結果等について、その概要を申し上げておきたいと思っております。

令和元年度の町税収入は、約41億9,400万円となり、前年度とほぼ同額となっております。地方債が、約8億7,000万円の前年度より13億4,000万円、60.6パーセントの減額、繰入金が4億200万円、前年度より7億円、63.5パーセントの減額となっています。

一方、歳出では、人件費が前年度より2.2パーセント、約3,500万円の減額、物件費は8.5パーセント、約1億5,800万円増額となりました。

扶助費については6.4パーセント、約1億6,900万円の増額となりました。

また、普通建設事業費では、64.4パーセント、約24億5,100万円の減額となりました。

普通会計における令和元年度末の基金残高は、合計44億5,992万円、地方債残高は97億6,454万円余りとなっております。

主な財政指標では、経常収支比率が88.5パーセント、公債費比率が3.8パーセント、財政力指数は0.734となっております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定した財政健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも赤字は生じておらず、実質公債費比率は4.5パーセントと基準を下回っており、将来負担比率もマイナスと、いずれも健全な状態を示しております。

公営企業会計の資金不足比率についても、水道事業会計及び下水道事業会計とも資金不足は生じていないことを御報告しておきたいと存じます。

それでは、本日、提案いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げたいと存じます。

議第62号「令和元年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が117億6,315万7,513円、歳出総額が112億534万7,673円、差引き5億5,780万9,840円となり、このうち、繰越明許費に係る繰越財源が1億501万2,000円であり、実質収支額は、4億5,279万7,840円となっております。

さらに、実質収支額の10パーセント相当額5,000万円を基金へ繰り入れするため、差引き4億279万7,840円が令和2年度への繰越額となりました。

議第63号「令和元年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が34億3,803万5,774円、歳出総額が33億1,092万4,233円で、差引き1億2,711万1,541円となり、令和

2年度への繰越額となりました。今後、一層の医療費の適正化に努めてまいりたいと思います。

議第64号「令和元年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が26億5,428万5,234円、歳出総額が26億5,283万2,228円で、差引き145万3,006円となり、令和2年度への繰越額となりました。また、歳出のうち、介護保険給付費は23億5,454万6,031円で、前年度と比較して約0.3パーセント増加しております。

議第65号「令和元年度藍住町特別会計（介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が802万5,260円、歳出総額が790万円で、差引き12万5,260円となり令和2年度への繰越額となりました。

議第66号「令和元年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が3億7,296万215円、歳出総額が3億6,090万2,374円で、差引き1,205万7,841円となり、令和2年度への繰越額となりました。なお一層の高齢者福祉の増進に努めてまいりたいと思います。

議第67号「令和元年度藍住町特別会計（水道事業）利益の処分及び歳入歳出決算の認定について」は、収益的収支で、収入総額が5億2,845万5,711円、支出総額が4億5,553万2,394円、消費税経理の後、5,921万6,297円の当年度純利益を計上。剰余金の処分は、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に8,000万円を積立たいと考えております。

資本的収支では、収入総額が1,825万7,218円、支出総額が1億9,264万637円、資本的収支不足額が1億7,438万3,419円となり、消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填をいたしております。

今後とも水道事業の使命であります安全な水の安定供給を基本とし、サービスの向上と健全な水道事業経営に努めてまいりたいと考えております。

議第68号「令和元年度藍住町特別会計（下水道事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が4億653万8,431円、歳出総額が3億1,448万3,552円、実質収支額は9,205万4,879円で、今年度より、地方公営企業法が適用されたことに伴い特別会計に引き継ぎしております。

昨年度は、奥野地区におきまして、推進工事及び開削工事により809.1メートルの管渠布設を行い、約2.7ヘクタールの下水道供用開始をいたしております。

議第69号「令和2年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも1

億7,000万円追加し、予算総額を158億5,000万円とするものです。

歳出補正の主な内容を申し上げます。総務費では、ふるさと納税返礼品550万円増額、避難所用間仕切り等購入費で580万円増額です。

民生費では、国庫支出金精算返納金1,500万円増額、教育費では、GIGAスクールの端末購入で8,700万円増額、幼稚園の空調取り替え工事及び西幼稚園大人用トイレ新設工事で1,300万円増額。

その他、事業実施見込みや、国・県の補助金の状況などにより、歳出過不足の補正を行うことといたしました。

歳入では、歳出に対する国・県の補助金のほか、地方交付税で5,465万9,000円増額、寄付金で1,400万円増額、令和元年度決算により、繰越金で3億279万7,000円増額、町債で6,783万4,000円増額し、繰入金で3億円減額を行うものであります。

議第70号「藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、子ども・子育て支援法の改正により関係事項の改正が必要となったため一部改正するものであります。

議第71号「藍住町コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の廃止について」は、執務スペースの3密解消を図るとともに、コミュニティセンター機能を藍住町総合文化ホールに集約することで、効率的な運営を図るため条例廃止を提案するものであります。

議第72号「(仮称)勝瑞藍工房本館新築工事請負契約の締結について」は、8月25日に入札を行い落札者が決定いたしましたので、工事請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容を申し上げます。1. 契約の目的、(仮称)勝瑞藍工房本館新築工事。2. 契約方法、指名競争入札による契約。3. 契約の金額、6,820万円うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額、620万円。4. 契約の相手方、住所・板野郡藍住町笠木字東野63番地2、名称・大和建设株式会社、代表者、代表取締役・笹田宏治。5. 工期、藍住町議会の議決のあった日の翌日から令和3年3月31日まででございます。

なお、本議案につきましては、少しでも早い契約の締結により建築工事の施工や事務処理を円滑に実施するため、本日、議決を賜りますようお願い申し上げます。

また、これらの議案以外に、報告案件といたしまして、令和元年度の財政健全化判断比率と水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率について、令和元年度藍住町継続費精算報告書の報告について、それぞれ報告をさせていただいておりますので、後ほどごらんいただき御理解を賜りたいと存じます。

以上、決算関係で7件、補正予算で1件、条例関係で2件、契約関係で1件、計11議案について、その提案理由と概要を申し上げましたが、何とぞ十分御審議の上、全議案について原案どおりお認めをいただきますよう、お願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午前10時23分小休

〔小休中に消毒をする〕

午前10時25分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、監査報告について、本定例会に上程されております議案のうち、決算に関する案件が7件ございますので、ただいまから審査結果について、林監査委員から報告を求めます。

林監査委員。

〔監査委員 林健太郎君登壇〕

◎監査委員（林健太郎君） 議長から監査結果の報告を求められましたので、代表いたしまして審査結果の御報告を申し上げたいと思います。

それでは、令和元年度藍住町一般会計歳入歳出決算審査の結果から御報告申し上げます。

審査は、8月5日と7日の両日実施をいたしました。審査の結果の総括的な意見といたしまして、会計処理については、町条例及び役場処務規程並びに財務規則にのっとり処理されております。また、収入支出の決算額につきましては、出納証書類を照合の上、更にその内容につき検討を加え、審査をいたしました結果、決算書は、収入・支出の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、その内容につきましても適正なものと認定をいたしました。

国、地方ともに財政状況は依然として厳しい中、新型コロナウイルス感染症の拡

大により甚大な経済的、社会的影響をもたらしています。今後も、国内外情勢により不安要素が増し、かつてない厳しい財政状況になることが懸念されています。

本町は健全財政を維持しているものの、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増大、公共施設の更新、コロナ禍による社会変化等により、行政の果たす役割は今後ますます増え、多額の財政需要が見込まれています。今後の事務執行に当たっては、コロナ禍等による景気の動向に注視し、事務事業を不断に見直し、計画的に事業を推進するとともに、このような状況の中、多様化する住民ニーズに対応するため、住民生活を第一に考えながら限られた財源の効率的な配分と経費削減に努められ、将来にわたり自立的、安定的で持続可能な行財政運営に努められるように、なお一層、職員一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

事務的な面や専門的な事項については、決算審査時において、その都度、個々に意見を申し上げたところであります。なお、町税などの未納額の圧縮については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、一定の要件を満たす納税者等への制度や事業の周知を的確に行い、債権管理の徹底を図り、住民が不公平感を抱くことのないよう、一段の積極的な取組をお願いいたします。

次に、令和元年度藍住町特別会計、国民健康保険事業、介護保険事業、介護サービス事業、後期高齢者医療事業、水道事業、下水道事業、以上6つの特別会計の歳入歳出決算の審査結果について御報告申し上げます。

審査は、7月16日に実施をいたしました。それぞれの決算書について、出納証書類を照合の上、更にその内容について検討を加え、審査いたしました結果、会計処理は、町条例等の諸規定に基づき、適正に処理され、また、決算書は、収入、支出の状況、事業活動の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、その内容も適正なものであると認定をいたしましたところでございます。

地方においては、以前として厳しい経済状況が続いており、コロナ禍なども相まって独立した事業会計として設けられた特別会計の運営は、極めて厳しい状況にあります。制度の維持運営を図るに当たり、一般会計から一般財源を繰り入れており、その繰入金は、増加傾向にあります。

また、国が頻繁に行う事業の見直しや制度改正への対応は、大きな負担となっております。このような状況の中、住民に対して制度や事業の周知を的確に行い、理解を得るよう努めるとともに、他会計、他事業、相互に関連するものは調整を図り、事務事業の効果的・効率的な運営、また、経費の削減に取り組んでいただきたいと思います。

思います。以上、監査結果の報告といたします。

○議長（西川良夫君）　続きまして、ただいま議題となっております議案のうち、議第72号「（仮称）勝瑞藍工房本館新築工事請負契約の締結について」は、町長の提案理由の説明にもありましたように、先議事件として早急な議決を要しますので、日程の順序を変更し、先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第13、議第72号「（仮称）勝瑞藍工房本館新築工事請負契約の締結について」を先に審議することに決定しました。

お諮りします。議第72号につきましては、早急な議決を要しますので、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議第72号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第72号「（仮称）勝瑞藍工房本館新築工事請負契約の締結について」を議題にします。これより担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により小休いたします。なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前10時31分小休

〔小休中に高木建設産業課長、補足説明をする〕

午前10時33分再開

○議長（西川良夫君）　小休前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（西川良夫君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（西川良夫君）　これから討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、議第72号「（仮称）勝瑞藍工房本館新築工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第72号「（仮称）勝瑞藍工房本館新築工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 続きまして、ただいま可決されました、議第72号を除く議第62号から議第71号は、先ほど提案理由の説明がありました。上程されております10議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（西川良夫君） お諮りします。ただいま、議題となっております10議案については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託して十分審査をしていただきたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第62号から議第71号までの各議案は、お手元に配りました付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（西川良夫君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査、委員会審査のため9月5日から9月14日までの10日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、9月5日から9月14

日までの10日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、9月15日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。
本日は、これで散会いたします。

午前10時35分散会

令和2年第3回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和2年9月15日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕 弘子 主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	藤本 伸
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭
建設産業課長	高木 律生

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 議第70号藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正についての訂正の件

第2 一般質問

2 番議員 竹内 君彦

4 番議員 永浜 浩幸

1 番議員 前田 晃良

1 1 番議員 林 茂

1 0 番議員 小川 幸英

令和2年藍住町議会第3回定例会会議録

9月15日

午前10時1分開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「議第70号藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての訂正の件」を議題にします。

本案について、理事者から説明を求めます。

高橋町長。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。9月定例会で上程しておりました議案のうち、議第70号「藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正」につきまして、運用する法律の条番号を誤っておりました。具体的には、条例中、法第43条第2項とするところを法第42条第2項と誤って記載をしてしまったものであります。議案の訂正をさせていただくとともに議長を始め議員各位に御迷惑をお掛けしたことを深くおわび申し上げます。

今後は、こうしたことがないように十分なチェックを行うことを周知徹底しております。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（西川良夫君） お諮りします。

議第70号「藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての訂正の件」を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、議第70号「藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての訂正の件」を許可することに決定しました。

○議長（西川良夫君） 日程第2、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは5名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（西川良夫君） それでは、まず初めに2番議員、竹内君彦君の一般質問を許可いたします。

竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） マスクを外させていただきます。

議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

それでは、過日、通告いたしました2件について質問を行います。理事者におかれましては、明確な御答弁をお願いいたします。最初に、藍住町の納涼祭について質問をいたします。今年は、新型コロナの影響でいろいろなイベントが町内でも中止になりました。藍住町商工会主催の納涼祭もその一つです。私たちが子供の頃には藍住町の納涼祭といえば花火といったところで、その記憶が今も鮮明に頭に残っております。夏の夜空を彩る藍住町の納涼祭の花火には町内外から大勢の人たちが来られ、町は活気にあふれていました。県内でも有名な夏祭りであったと記憶しております。それはまた、藍住町民の誇りでもありました。しかし、藍住町の花火も中止となって久しく、ここ数年の納涼祭はすっかり規模も縮小となり、そのうえ、現在はコロナの影響もあって、町民の気持ちは深く落ち込みがちであります。そうした落ち込みがちな藍住町民の気持ちや町のにぎわいを来年からの納涼祭で是非とも取り戻し、活気あふれる藍住町にするために、私は町の納涼祭に是非、プロジェクションマッピングを取り入れた一大イベントをと考え提案するものであります。

それはまた、今の子供たちが、いや町民みんなが藍住町には納涼祭があると誇れる町にするためにも、花火に代わるプロジェクションマッピングの採択を提案するものであります。御承知の方も多いと思いますが、プロジェクションマッピングとはプロジェクターを用いて空間と映像を合成し、新しい空間演出をするものであり

ます。それは映像や音を投影物と合成・同期させ、商業施設のイベントの空間演出やインフォメーション、コマーシャルなど、様々な用途に高い演出性とインパクトを与えるものであります。私も、数年前、大阪城でのプロジェクションマッピングを一度見に行ったことがあります。それは、花火に匹敵するインパクトがあり、興奮と感動を覚えるものがありました。

藍住町には立派な文化ホールがあります。素晴らしい広場もあります。文化ホールをスクリーンに、プロジェクションマッピングをすれば、納涼祭に来られた多くの人たちに夢や感動を与え、喜んでいただけるのではないのでしょうか。このコロナ禍の中、藍住町が一丸となって、活気ある藍住、元気のある藍住を取り戻そうではありませんか。私は自信を持って提案をさせていただきます。しかし、ことは簡単なことではありません。花火に代わる予算が求められます。そのために、過日、藍住町商工会へも出向き、プロジェクションマッピングについての説明もさせていただきました。その折、商工会の方からは極めて前向きなお話を頂きました。プロジェクションマッピングは鳴門市でも既に実施し、大変な好評を得て成功を収めています。プロジェクションマッピングによる夏祭り、藍住町納涼祭に対して、町の理事者におかれましては、是非とも御賛同の上、真摯に御検討いただければと提案をいたします。

藍住町の発展につながる活性化策の一環でもあります。この実現に積極的な御検討と格別の御支援、御協力をお願いいたします。理事者の御意見をお聞かせください。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 竹内議員さんの御質問の納涼祭について答弁させていただきます。納涼祭は商工会の自主事業であり、本町からは例年250万円の補助金を交付し、費用の一部とされております。御提案のプロジェクションマッピング等の企画につきましては、主催者である商工会の方々と協議を重ねていただきたいと思います。町の負担であります各種補助金等、活用について、今後可能かどうか調査したいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） 是非、前向きに検討をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に、老人福祉センター藍翠苑について、質問させていただきます。我が国において、少子高齢化社会の到来が言われて久しい中で、藍住町でも近年高齢化が進み、令和2年1月末現在、藍住町の全人口は3万5,383人で、そのうち、65歳以上が8,680人となっております。その割合は約24.5パーセントとなっております。このように、町内全人口の約4分の1が65歳以上であることを考え合わせれば、人に優しい町づくり、高齢者活動拠点施設の整備は今日、町に求められる喫緊の課題と考えられます。町長は、平成30年第2回藍住町議会定例会会議録30ページでも、「本町においても、高齢者人口は増加することが予想されます。高齢者の皆さんの生きがいづくりや健康づくりのためにも、藍翠苑の改築は早急に取り組まなければならない案件であると考えております。」と、議員からの一般質問に答えられております。そこで、具体的には、私の通告書で明らかにしました藍翠苑につきまして、3つの質問をいたします。これより理事者におかれましては、一問一答方式でお願いいたします。

それでは、藍翠苑の老朽化について申し上げ、質問させていただきます。藍翠苑は昭和51年から運営されていると聞いております。そうすれば、築45年ぐらいになるかと思います。先日も、私は藍翠苑の視察に伺わせていただきました。私の見る限りでは、家屋の傷みもひどく、施設設備の老朽化は一段と進んでおります。特に、狭いトイレの老朽化状態は早急に改善する必要があるのではないかと感じました。現在、このコロナ禍の中でも1日50人弱の町民の方が御利用されていると、管理に携わっている方から伺いました。私が訪ねた時も、10名ほどの方が将棋を楽しんでおられました。施設設備の改修には、何よりも財政的な問題が伴います。私も今日の藍住の財政が厳しいことは耳にしておりますが、「平成23年に入浴は一応休止されたあとも、平成30年現在、高齢者の憩いの場としてカラオケ、囲碁、将棋、生け花などのクラブ活動や、健康器具の利用などで月延べ1,500人の方の利用があり、高齢者の方からの拠点施設となっております。」と、町長は本会議において回答しておられます。「また、高齢者の活動拠点施設の整備は、私の公約の一つでもありましたので、財政状況の悪化が予測される中ではありますが、基金等の積立ても視野に入れながら、できるだけ早い時期に実現できるよう取組を進めたいと思います。」と、自らの公約を述べておられます。私は、将来的には施設全体の建替えを希望するものですが、今日の財政状況を思えば、高齢者の皆さんが気

持ちよく御利用いただくように是非とも早急に改善できるところは改善していただけたらと提案させていただきます。そこで、お尋ねいたします。今日の藍翠苑の老朽化の現状について、どのようにお考えでしょうか。御認識のほどをお聞かせください。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 竹内議員の御質問の藍翠苑の老朽化の状況に答弁をさせていただきます。

藍住町老人福祉センター藍翠苑は、高齢者に対しての各種相談や健康の増進、高齢者福祉に寄与することを目的に昭和51年に開設しております。

現在、管理、運営については、社会福祉協議会に委託し、藍住町福寿連合会の活動拠点として利用するとともに、カラオケ、囲碁、将棋などのクラブ活動や健康器具の使用等、多くの高齢者に御利用いただいております。

施設につきましては、築44年が経過し、老朽化しており議員御指摘のとおり、トイレが狭いなど環境の改善が必要であると感じております。

したがいまして、いずれは改築を行う必要が生じるとは思いますが、それまでの間は、利用者の意見を聞きながら、対応できるところから改善してまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） 是非よろしくをお願いします。

続いて質問いたします。現在、阿南市、徳島市では、高齢者の方のコロナの感染が増えておりますが、藍翠苑でのコロナ対策はどうなっておりますか。お聞かせください。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 竹内議員さんの御質問の藍翠苑のコロナ対策について答弁をさせていただきます。

コロナ対策につきましては、来場者には、必ずマスクを着用していただくとともに、入り口での手指消毒、検温、名簿に住所、氏名、連絡先の記入をお願いしております。

また、当分の間、カラオケ大会などの催し物を自粛していただいております。室内では健康器具の間隔を空けることや3密回避の張り紙による注意喚起、部屋のドアの開放、また、対面で行う将棋などについては、飛沫ガードの透明ビニールシートの設置など感染予防に努めております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） 藍翠苑は、高齢者の方の憩いの場所となっております。是非ともコロナ対策をしっかりと、安心して高齢者の方に御利用していただけるようによろしくお願いいたします。

最後の質問になりますが、ただいまコロナ対策についてお伺いいたしましたが、本夏は、格別に暑い日が続いておりました。藍翠苑での熱中症対策はできておられましたか。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 藍翠苑の熱中症対策について、答弁をさせていただきます。

今年の夏も昨年同様、猛暑となり全国的に熱中症による痛ましい高齢者の死亡事故等が報じられております。藍翠苑での熱中症対策につきましては、常時エアコンや大型扇風機を稼働させ室温の調整をするとともに、こまめな水分塩分補給を心掛けていただくよう、利用者への呼び掛けなどを行っております。

今後とも引き続き、熱中症に対する注意喚起を徹底してまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） 再問いたします。私が伺ったときには、約75畳のカラオケのできる部屋で大分古いクーラーが3台付いていましたが、そのうちの1台は壊れているということでした。あの広さで、あの冷暖房器具で大丈夫なのでしょうか。そのあたりについても、御答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 熱中症対策の再問に答弁をさせていただきます。

75畳の大広間には、3台のエアコンが設置されていますが、議員御指摘のとおり1台故障しております。ただし、大広間での活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在、自粛されております。

また、大広間に隣接するスペースで将棋などが行われておりますが、現場で状況を確認したところ故障していない2台のエアコンと大型扇風機を併用することにより、ある程度対応できているものと思われま。

こうした状況ではございますが、冬場の暖房機能の確保や夏場の猛暑が恒常化していることから何らかの改善措置を検討してまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） 以上、あれこれ申しましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君） ここで5分間の小休をいたします。

午前10時25分小休

〔小休中に消毒をする〕

午前10時30分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、4番議員、永浜浩幸君の一般質問を許可いたします。

永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） マスクを外させていただきます。

議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。質問に先立ち、一言申し上げます。私は、本年2月9日の藍住町議会議員選挙において、初当選させていただきました。藍住町議会議員を祖父、隆雄、父、茂樹、そして、私と3代にわたって務めさせていただくことになりました。私は、大規模災害から藍住町民を守り、子育てと高齢者を地域で支えることを公約に選挙戦を戦いました。微力ながら、藍住町の発展と住民福祉の充実に全力で頑張る決意をいたしております。先輩議員を始め、町理事者の皆様、並びに、同僚議員の方々には格別の御指導、御協力を賜りま

すようお願いいたします。

それでは、通告書により質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。1、最初に、G I G Aスクール構想について質問をいたします。G I G Aスクール構想とは、文部科学省が推進する取組であり、子供たちへの1人1台端末と、高速で大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、特別な支援を必要とする子供も含め多彩な子供たちの資質、能力が一層確実に育成できる、教育I C T環境を実現する計画のことです。変化の激しい社会を生きる子供たちに対して、I C T、情報通信技術を活用し、新しい教育にシフトしていくことを表しています。G I G Aとは、全ての人にグローバルで、革新的な入り口という意味です。誰1人取り残すことなく、子供たち一人一人に個別、最適化され、創造性を育む教育、I C T環境を実現する施策であることが明示させています。①藍住町も、G I G Aスクール構想を実現する取組として、令和2年度一般会計補正予算に公立学校情報機器整備事業、備品購入費、小中学校1人1台パソコン端末等整備で予算計上されていますが、機材、システム等導入に当たり、入札業者の選定方法、また、プロポーザル方式、比較競争入札や入札前にプレゼンテーション等は検討されているかお尋ねします。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 永浜議員さんの御質問のうち、G I G Aスクール構想の機器・システム等入札業者選定方法、入札前のプレゼン等について答弁をさせていただきます。

機器や学習支援ソフト等については、実際使用する教員等へ聞き取り調査を実施し、教職員が使用しやすい学習支援ソフトを導入することによって、教職員等の負担軽減となり働き方改革の一端を担うこととなります。

児童生徒が使用するP C型タブレットについては、国庫補助事業のため仕様に基づき、導入実績のある業者を指名し、指名競争入札を予定しております。

また、契約についてですが、契約金額が議会の議決に付すべき契約となりますので、12月定例議会において議案を提出する予定でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

● 4 番議員（永浜浩幸君） ②G I G Aスクール構想を推進するに当たり、課題と対策についてお尋ねします。1、家庭への負担はどのようなことが考えられますか。また、家庭への協力依頼はありますか。2、総合型公務支援システムを始めとした I C Tの導入、運用を加速していくことで事業準備や成績処理等の負担軽減に資するものであり、学校における働き方改革にもつなげていく狙いがありますが、学校現場での負担はどのようなことがありますか。また、学校現場でのサポートはどのようにお考えですか。お願いします。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 永浜議員さんの御質問のうち、課題と対策について答弁をさせていただきます。

教育の I C T化に向けた環境整備として、新学習指導要領においては、情報活用能力が言語能力・問題発見・解決能力等と同様に学習の基礎となる資質、能力と位置づけられ、「各学校において、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的に I C Tを活用することが想定されています。

現在、小学校の教員用パソコンを先行して更新し、デジタル教科書を使用した授業がスムーズにできるようにしております。また、テレビ・W e b会議システムを使って校長が各クラスに設置しているテレビを通じて朝会を実施している学校もあります。現在、児童生徒の 1 人 1 台端末の導入に向けて準備等しているところがございます。なお、中学校の教員用パソコンの更新については、来年度導入を予定しております。課題と対策ということでは、G I G Aスクール構想において、大きな課題と言えるのが教師や保護者の I Tに対する知識・能力や技術の不足です。教師と保護者の両方が I Tや I C T技術を扱えるようにならなくては、子供たちに教えることができません。急速な学校 I C T化を進める上で、専門的な知識を持つ I C T支援員を配置するよう計画しております。

今後、緊急時における家庭でのオンライン学習については、現在、学校を通じて家庭での I C T環境の調査を実施しております。その調査を受けて、今後、近隣市町村の動向も考慮しながら、児童生徒の資質、能力が育成できる I C T環境を実現

したいと考えております。また、ICT環境が整っていない家庭に対する支援の方法について検討しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 2、コロナ禍での学校の取組について。①コロナ禍で運動会や体育祭が中止になったことは、園児、児童生徒、子供の成長した姿を見る機会と楽しみにしている保護者にとって、とても残念だったと思います。今後、クラスの一体感を高める取組は何かありますか。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 永浜議員さんのコロナ禍の中で運動会、体育祭が中止になり、その代わりはあるかという御質問にお答えいたします。

保護者の参加を含む小学校、幼稚園の合同運動会及び中学校の体育祭は、今年度は中止しました。例年、大変な密な状態が生まれる行事であり、無理はできないとの判断です。小学校、中学校では、様々な行事が中止となり、議員さんが危惧されるような学級の間関係の育成について十分でないところが出てこないよう様々な活動の工夫を要請しているところです。運動会と体育祭につきましては、小中各学校とも学年単位で保護者の参加しない体育的行事を計画し、子供たちの希望に応えることとしております。通常でない1年を過ごしている子供たちには、学習内容の保障だけでなく集団づくりを始め、心の安定には十分配慮することを指導しているところです。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 3、健康づくりについて。免疫力を上げてコロナウイルスに負けない体力づくり、健康づくりについて町民への呼び掛けはどのようにされていますか。また、病気にならないための予防対策への取組の事業にはどのようなものがありますか。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） ただいま永浜議員さんの免疫力を上げてコロナウイルスに負けない体力づくり、健康づくりについて町民への呼び掛けは、病気にな

らないための予防対策への取り組み方について御答弁させていただきます。

免疫力とは、体外から侵入してくるウイルスや病原菌を防ぐとともに、体内に発生する異常な細胞を除去するといった自分自身の体を守る力であると言われており、我々もそのように認識しております。

ただ、免疫力については、医学的定義や基準がなく、免疫全体のレベルを測定することも、現時点では不可能とされています。

したがいまして、確実に免疫力が高まる取組というものについてはございませんが、やはり、バランスの取れた食事、適度な運動、十分な睡眠を実践し、なおかつ習慣づけることが疾病予防、健康づくりの基本であると考えております。

このため、町といたしましては、保健センターにおいて、生活習慣病予防の保健指導を、あらゆる機会を捉えて実施するとともに、国民健康保険の被保険者に対し、特定健診受診の普及啓発や、保健師、管理栄養士の個別訪問、受診結果に応じた保健指導を行っております。

また、妊娠期から高齢期まで年代に応じた栄養知識の普及、望ましい運動習慣定着に向けた広報、運動教室の開催等に取り組んでおります。

さらに、高齢者を対象とした介護予防事業の一環となりますが、元気になれる運動教室、能力アップ教室、いきいき百歳体操、健康すい水エクササイズ教室なども、健康を維持することで疾病予防につながるものと考えております。

新型コロナウイルスに限らず、感染症や疾病を予防するための健康管理、健康づくりに町民お一人お一人が意識を持って取り組んでいただけるよう、今まで以上に普及啓発や事業の推進を図ってまいります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 4、交通安全対策について。①道路交通法で決まっていることではありますが、具体的には危険な場面を見かけることがあります。気がついたことがありますので、一般質問として要望も込めて理事者の皆様にお伺いします。

信号のない横断歩道で、保護者または自転車が横断待ちしている場合は、自動車は必ず一時停止して歩行者や自転車を先に渡らせる義務があります。また、横断歩道付近を歩行者や自転車が通行していたり、渡るのか渡らないのか曖昧な歩行者や自転車がいる場合には、いつでも停止できるように徐行する義務があります。しか

しながら、現実、一時停止する車は少なく、道路交通法が守られていません。J A F（日本自動車連盟）は、信号機のない横断歩道での一時停止率は2019年版の結果として、全国平均は17.1パーセントだったそうです。横断歩道を渡る人も、意思表示をしてほしいです。信号機のない横断歩道での一時停止率を高めるための取組はどのようにお考えですか。また、自転車乗車時のヘルメットの着用の推進についても要望いたします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 永浜議員さんの交通安全対策について御答弁させていただきます。

まず、横断歩道に歩行者がいるときの自動車の一時停止の徹底と歩行者にも横断する意思表示ができる取組について御答弁させていただきます。横断歩道に歩行者がいるときの自動車の一時停止は、道路交通法38条により、前方の横断歩道を横断中または横断しようとしている歩行者がいるときは、その横断歩道の手前で一時停止して歩行者に進路を譲らなければならないとされております。違反いたしますと、横断歩行者等妨害となり、3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金、違反点数2点、反則金が普通車で9,000円となります。

議員さんもおっしゃられていましたが、信号機のない横断歩道での一時停止率は、昨年度J A Fの調査によりますと、全国平均が17.1パーセント、県下9.0パーセントとなっております。9割以上の車が信号機のない横断歩道で歩行者がいるとき一時停止しない実態が明らかになっております。

なお、本町においては、徳島県警から東中富直道交差点が、交通マナーアップモデル交差点と指定されているほか、住吉藤ノ木、クレア藍住先交差点が交通マナーアップモデル横断歩道に指定されており、警察において信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するため、重点的に取締りや広報啓発活動が実施をされております。

歩行者の意思表示のできる取組としては、園児、小学生については学校等の指導により、ほとんどの子供たちが手を挙げて横断歩道を渡っておりますが、年齢が増すほど恥ずかしさからか手を挙げて渡る人はほとんど見かけなくなります。

信号機のない横断歩道で、車の一時停止する割合が全国1位の長野県では、横断歩道で歩行者が手を挙げるという基本マナーの徹底と止まった車に歩行者も手を挙

げる軽くお辞儀する、といったマナーを実践しているようであります。

また、横断歩道での一時停止をしない理由の上位に、渡るかどうか分からないので止まらない、と言ったことも聞かれており、手を挙げるという行為は、信号機のない横断歩道での車の一時停止率の向上につながるものと考えております。

徳島県警でも、歩行者の横断歩道の利用促進と、ドライバーに横断歩道を横断する意思を伝えやすいよう、大人も子供も手を挙げて横断する、横断歩道お手挙げ作戦を推進しております。町としても、警察、交通安全協会藍住支部、交通安全母の会など、各団体と協力しながらマナーアップキャンペーン等において啓発するとともに、広報やHPで周知し、交通ルールの遵守と交通安全意識の向上により、信号機のない横断歩道での車の一時停止率の向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、ヘルメットの着用推進について御答弁させていただきます。自転車乗車時のヘルメットの着用については、「徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例」において、道路において自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用することとされております。小中学生については、校則などでヘルメット着用が定められており、着用が進んでおりますが、それ以外の方は、ほとんど着用が進んでないところであります。ヘルメットは、頭部が直接衝突することを防ぎ、衝撃を緩和し、外傷を最小限にとどめ、被っていれば避けられるけがや、助かる命があります。町といたしましては、警察、交通安全協会藍住支部、交通安全母の会など各団体と協力しながら交通安全キャンペーン等において啓発するとともに広報やHPで周知し、ヘルメットの必要性を伝え、着用の徹底を呼び掛けてまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 相手を思いやる心を持って日常生活を送り、愛ある藍住町、そういう町づくりをやっていきたいなど、そのように要望もいたしておきます。御答弁を頂き、ありがとうございます。以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） ここで5分間の休憩をいたします。

午前10時53分小休

[小休中に消毒をする]

午前10時59分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開します。

次に、1番議員、前田晃良君の一般質問を許可いたします。

前田晃良君。

[前田晃良君登壇]

●1番議員（前田晃良君） マスクを外させていただきます。

議長の許可を頂きましたので、初めてとなる一般質問をさせていただきます。2月の町議会議員選挙で初当選をさせていただきましたから半年以上が経ちましたが、私なりに勉強し、また、町民からもいろいろな御意見をお聞きしてきました。町の政策は様々な分野に及んでおりますが、その中で、やはり、子育てに関する関心は大変高いと感じております。私は、まだ独身で子育ての経験は当然ありませんが、これからの子育て世代の1人として、藍住町が安心して子供を産み育てていく環境が整備されているのか関心を持ち注目をしております。そこでまず、保育所整備についてお尋ねします。

藍住町では、来年度3つの新しい民間保育所が開園することになっております。新しい保育所は、4歳、5歳の受入れを行うと聞いておりますが、藍住町に長年住んでおりますと、保育所は3歳まで、4歳になったら幼稚園に行くのが決まりごとのように思っていました。考えてみますと他の市町では5歳まで保育所に通えるところが多いと思います。保護者からみれば、上の子が幼稚園で下の子が保育園の場合、2か所に迎えに行かなければならないところが1か所で済むとか、夏休みや冬休みも保育所の場合は給食が提供されるなど負担軽減になると思います。何より、どちらか一つではなく、4歳から幼稚園か、保育所かの選択ができるということは非常に良いことだと思います。制度がスタートしてからしばらくは整備も難しいと思いますが、是非、定着させていってほしいと思います。

また、保育所を整備する目的は、やはり待機児童の解消にあると思います。待機児童の解消は全国的な課題であります。しかしながら、新聞報道では今年4月時点の藍住町の待機児童数は僅か1人であったと思います。待機児童には正式に公表される人数と公表されない、いわゆる、かくれ待機といわれるものがあると思いますが、仮に待機児童が1人とすると藍住町は待機児童がほとんどいないということ

になりますが、その状況で新たに3園できるとなると、施設が余ってしまうのか、ということをご心配するわけでありまして。そこでまず、藍住町の待機児童の状況と新設3園の定員がどれぐらいなのか現時点で言えることがあれば答弁いただきたいと思います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 前田議員さんの待機児童の現状と新設保育園の状況について答弁をさせていただきます。

現在、町内には、事業所内保育所を含め7か所の認可保育所があり、入所児童数は、9月1日時点で632名となっております。

待機児童数については、4月1日時点は1人でありましたが、ゼロ歳児を中心に増加しており、9月1日時点では30人となっております。なお、特定の保育所のみを希望する方や求職活動を休止している方などの、いわゆる、かくれ待機を含めると39人の待機児童が発生しております。

また、現在、民間の新設保育園3園の整備が進んでおり、来年、2月頃に予定されている県の審査会で認可を受ければ4月開園となる予定です。新設3園の定員につきましては、今後、修正される可能性はありますが、ゼロ歳児から3歳児で160人、新たに町が認めた4歳児、5歳児で82人、合わせて242人となる見込みです。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） ただいま答弁を頂きました。やはり、自己の都合の待機児童を含めても新設の保育所の定員の方が大きく上回るということになります。定員の空きが多くなると、民間の保育所は大変厳しいということになると思いますが、この点を町側はどのように考えているのか。また、どのように対応するのかお聞かせください。

○議長（西川良夫君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） ただいま、新設保育園が開園した後の定員がどうなるのかという御質問を頂きました。

まず、町内における認可保育所につきましては、平成22年度に設置いたしました

た保育所再編検討委員会から、「限られた人材や財源を保育事業に有効に活用し、多様化する保育所の役割を担っていくためには、保育所の民営化は最も有効な手段である」との報告を頂き、これを受けまして、平成24年4月に当時の町立東保育所及び西保育所を民間移管いたしております。

また、平成30年度には、その後の少子化の進行や就労世帯の増加、保育ニーズの増大と多様化、さらには、令和元年10月からの幼保の無償化といった新たな制度改正も踏まえまして就学前児童施設の在り方検討委員会を設置し、当委員会から、年度途中の待機児童の解消等を図るための施設及び定員の確保、ゼロ歳児から3歳児に限定しておりました入所児童を、5歳児まで拡大、さらには、民間活力の積極的導入と、こういった提言をいただいているところでございます。こうした流れの中で、町といたしましても、5歳までの受入れを行う新たな民間保育所の整備を現在、積極的に進めているところであります。

議員から御質問がございました来年度以降の定員をどうするか、という課題についてであります。民間活力を積極的に活用する以上は、当然ながら民間保育所の定員を優先的に充足していく必要があるとこのように考えております。このため、町立の中央保育所におきまして、新設保育園の開設に伴い利用定員を削減してまいりたいと考えております。具体的には、その年の入所応募状況にもよりますが、来年度以降3年間、毎年40人から70人程度の利用定員の削減を行い、現在の204人の利用定員を順次、縮小してまいります。

一方、一時預かり事業や障がいのある児童の受入れなど、民間保育所では十分担っていけない保育事業については、やはり公立保育所でしっかり担っていくべきと認識をしているところであり、中央保育所の規模は縮小はいたしますが、今申し上げました障がい児の受入れなどについては、中央保育所が中心的な役割を果たしてまいります。

保育所に関しましては、民間主体の保育へと大きく加速いたしますが、今後とも、施設同士、また関係機関との連携を十分図りながら、官民挙げて、よりよい保育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 保育所については、できるだけ民間の力を活用し、町立の中央保育所は規模を縮小していき、民間では難しいことを行っていくとのこと

でありました。中央保育所、そのまま民間移管せず、状況を見ながら徐々に縮小する方法は実態に即した考え方だと思います。しかし、保護者の中には、民間ではなく公立保育所がいいという方もおられると思います。そうした方への十分な説明をお願いしたいと思います。質問を続けます。

次に、児童虐待についてお尋ねします。抵抗のできない子供たちに保護者が暴力を振るったり、親の義務である育児を放棄する児童虐待は本当に痛ましく、その報道に接すると胸が苦しくなる思いがします。特に、去年、千葉県野田市で発生した小学校4年生の女儿が虐待の果てに死亡した事件は連日大きくマスコミでも取り上げられました。私も、大きな衝撃を受けました。今年3月、千葉地裁は、被告の父親に懲役16年の判決を言い渡しましたが、被告はこれを不服として高裁に告訴しております。この事件の後も、全国で児童虐待が繰り返されています。令和元年に全国で警察が摘発した虐待事件は、1,900件以上。死亡した子供は、54人にも上っております。藍住町内では児童虐待の個別事件が報道されたことは、私の知る限りはなかったと思います。しかし、今年7月の新聞報道によりますと、県内の3か所の児童相談所が対応した去年1年間の相談件数は、880件で過去最高になっております。刑事事件に至らなくても、虐待が疑われる事案がこれだけ発生しているということになります。そこで、質問いたします。藍住町で児童相談所に通報したり、相談した件数はどの程度あるのか。また、児童虐待を所管する町の体制がどのようになっており、虐待の疑いを把握した場合どのような対応を行うのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 児童虐待の現状につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、児童虐待を所管する町の体制といたしましては、主に福祉課の子育て担当が中心となって、各関係機関と連携して対応しているところであり、加えて、昨年度からは、教育委員会に青少年相談室が設置されたことから、幼稚園から中学校に在籍する児童に関する事案については、福祉課と青少年相談室が緊密に連携し、対応を図っております。

次に、虐待事案や虐待が強く疑われる事案を把握した場合については、基本的には、まず、県の児童相談所である中央こども女性相談センターに相談し、支援や対

応方針等について指導助言を求め、その後、教育関係、医療関係、福祉関係などで構成する要保護児童対策地域協議会において、個別ケース検討会議を開催いたします。会議の場では、情報共有を行うとともに、アセスメントを協働で実施し、支援方針及び各関係機関で実施する支援を明確にするなど、ケースバイケースで支援体制を構築しております。

また、緊急性のある事案については、すぐに受理会議を開催し、方針を定めるとともに、子育て担当職員が児童の安全確認を行い一時保護などの対応が必要であると判断する状況であれば、児童相談所に送致しております。県に報告しております町が受けた虐待に関する相談件数は、平成29年度が37件、平成30年度が41件、昨年度は81件と近年、急激に増加しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） ただいま御答弁を頂きました。本町でも児童相談所に報告した案件が結構な数に上っています。体制としては、教育委員会の青少年相談室と福祉課の子育て担当が担っているということでありました。虐待に関する業務量がどの程度か。なかなか数字では表しがたいかもしれませんが、やはり、職員の負担はかなりのものになると思います。これだけの相談件数があり、しかも、事態を重くしないようにするためには、例えば、他の子育て支援業務を行いながらではなく、専門的に対応に当たるといった体制の強化も考える必要があるのではないかと思います。何か見解があれば御答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 児童虐待に関する体制強化についての御質問であります。ただいま担当課長から、相談件数等の答弁をさせていただきましたが、私といたしましても、急激に増加していることに対して危機感を持ち、注視しているところであります。

もちろん、件数の増加については、虐待が疑われる案件が純粋に増えていることと、これまで見過ごされていた事案が早い段階で通報されるようになったことの両面があると思いますが、いずれにいたしましても、町の担当職員の負担が増えていることは事実であります。

また、住民の転入、転出が多く、地縁、血縁が薄くなりがちであるという本町の特性を考えれば、相談件数の増加のみならず虐待事案が表面化しにくいという懸念も生じるところであります。

一方、国におきましては、全国的に児童虐待の相談件数が増加の一途をたどり、重篤な事件も後を絶たないことから、児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定し、この中に児童相談所の体制強化と併せ、市町村の相談体制の強化が盛り込まれております。具体的には、子供とその家庭、妊産婦等を対象に、地域の実情把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う子ども家庭総合支援拠点を令和5年3月までに、各市区町村に設置することを求めています。そこで、こうした国の動向及び本町の状況に鑑み、児童虐待に迅速かつ、よりきめ細かに対応していくため、専任職員を配置する子ども家庭総合支援拠点を県内の他町村に先がけ、来年4月に設置することとし、その体制と設置場所、関係機関との連携の在り方など早急に検討してまいりたいと考えております。

児童虐待防止法には「何人も児童に対して虐待をしてはならない」と明記されており、児童虐待は絶対に許さないとの強い思いのもと、新たな体制の機能を十分発揮させ虐待の抑止、早期発見、早期対応にしっかり取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 町長から児童虐待に対応する新たな体制を来年度設置するという前向きな答弁を頂きました。先ほど申し上げた、千葉県野田市の事件は、この報道を聞いた多くの方が長期間、断続的に虐待が繰り返されていて、子供もSOSを出していたのに、なぜ関係機関がそれを止めることができなかったのかということを考えてと思います。是非、新しい体制では虐待の芽を早期に発見し、早期にくい止めることができるようお願いしたいと思います。以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。御静聴ありがとうございました。

○議長（西川良夫君） ここで5分間の小休をいたします。

午前11時20分小休

〔小休中に消毒をする〕

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、11番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） マスクを外させていただきます。

それでは、議長の許可を頂きましたので質問通告に従って一般質問をいたします。理事者の皆さん方には明確な答弁をよろしく願いをいたします。

まず、1点目です。小中学校の施設整備について質問いたします。新型コロナウイルスの感染症対策は、全国どこの自治体でも大変苦勞をなさっています。それだけに各地域の優れた経験を学び取り入れていく、このことが今非常に大切でないかと思えます。この点で1点目です。新型コロナウイルスの感染対策として、小中学校舎の水道の蛇口に手を近づけると自動的に水が出るセンサー、このような器具を取り付けるとか、それから、手で握らなくても、ひじで押すなどして水を出すことができるレバー方式の蛇口にしていく。このことでコロナ感染対策が十分行っているのではないかとすることを提案をいたします。なにしろ、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、そして、児童生徒、教職員の感染防止に努めることが非常に重要だと考えています。この点で、先ほど提案いたしました水道蛇口の改善を提案をいたします。教育委員会の見解をこの点でお伺いをいたします。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 林議員さんの御質問のうち、小中学校舎の水道の蛇口をレバー式の蛇口にするることによるコロナ感染症対策について答弁をさせていただきます。

安心・安全な学校生活を送ることができるよう児童生徒、教職員には感染防止対策として、様々な場所にウイルスが付着している可能性がありますので、外から教室等に入る時やトイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗うことを指導しております。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導をしております。現在、小中学校の水道蛇口は、ほとんどが指で握る回転式ハンドルとなっております。町内では一部を交換する計画のある学校もあり、回転式のハンドルからひじや手の甲で扱え、感染リスクの低減ができるレバー式に既に

一部学校で交換を予定しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きました。再問いたします。東小学校で既に先生がレバー式の取り付けをしているのを見せていただきました。これはもう全体的に全校で実施をしていくと。この点では、教育委員会がきっちりと方針を立てて、各学校任せにすることなく是非実施をしてほしいと、このように思います。なお、全国的に調査をすれば、かなりの学校で実施をされていますので、是非、そこらあたりも経験を取り入れながら実証していただきたいとこのように思います。

続けていきます。2点目です。熱中症対策の問題ですが、学校に冷水の給水器を設置をすると、こういうことが必要でないかと思えます。なぜなら、この点も同じく、校内の水道から水を補給すると蛇口に触れる際などにウイルス感染の心配があるために給水器の設置を行っていただきたいと。このことによって、水分補給も十分になされます。児童の皆さんは、真夏に小さな体に大きな水筒を肩にかけて、帰ってくる頃には水筒が空になっていると、こういうふうな状況が続いていることを聞きました。この点、給水器の設置を提案いたします。

なお、茨城県つくばみらい市では、全小中学校14校に自動販売機を設置して、ペットボトルの無料配布をしているそうです。これは9月末までということですが、いろいろなそれぞれの小学校、中学校でこのような対策が取られていますので、教育委員会も是非参考にしながら、この点について見解を伺います。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 学校に冷水の給水器を設置し、児童生徒に冷水の無料配布をすることについて答弁をさせていただきます。

冷水機の設置についてですが、藍住町の各学校でも以前、冷水機が設置されました。衛生面の課題により、現在は、東中学校以外は全て撤去した経緯があります。東中学校には設立当初から3台の冷水機が設置されており、今年度、藍住中学校に学校保健特別対策事業費補助金を活用し3台購入をしました。これは、運動部の生徒を中心に部活動で利用する目的での導入となっております。

熱中症対策として、学校に冷水機の設置ということございますが、現在、小中学校の児童生徒の水筒を持ってくるという習慣が定着しておりますので、現在のとこ

ろは検討しておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今の答弁を頂きました。水筒を持って来るのが定着をしていると、このような答弁でありました。全国の各地の経験から見ると、従来そのようなスタイルだったんですが、やはり、今の新型コロナウイルスの感染症対策に伴う新たな学校の生活様式っていうのが、それぞれ検討されているということで、この点では、予算もちょっと調べてみましたけど、そんなに莫大な予算は掛かっていないということで、是非、ここも検討課題としていただきたいと、このように思います。

それでは、続けて3点目です。学校のエアコン設置への問題でございます。学校へのエアコンの設置というのは、子供の命と健康を守り学びを保障する、この3点で非常に重要なんです。エアコン設置の目的と意義があると思います。それで、2018年7月には愛知県の小学1年生が校外活動後にエアコンのない教室で意識不明となって、死亡する事件が発生しました。非常に痛ましい事故でありました。この死亡する事件が大きな社会的な問題になりました。こういう中でですね、エアコン設置を全国的にやっぱり小学校、中学校に付けるべきだという声が大きく広まりました。国も2018年度補正予算で冷房設置費用として817億円を計上したわけです。このことによって、一気に全国の小学校、中学校の普通教室にエアコンが設置をされたと、このような経験がございます。それで、藍住町もこの点では小学校、中学校全て普通教室にエアコンが設置され、児童生徒の皆さん、それから教職員の皆さんからも大変喜ばれています。ここで問題なのが、エアコンが設置されていない特別教室、大きな施設では体育館ということで施設が残っています。徳島新聞がこの件につきまして、報道されました。かなり詳しい報道でありましたので、既に多くの方がごらんになったと思います。要点だけ少し述べさせていただきます。

徳島新聞の報道では、「新型コロナウイルスの影響で、夏休みを短縮するなどして授業に取り組む県内の小中学校にとって、児童生徒の熱中症対策が課題となる。普通教室へのエアコン設置率は全24市町村で100パーセントに達しているものの、特別教室に完備できているのは5町村にとどまる。」そういう状況でございます。少し表を見てみますと、板野郡内の特別教室の設置率は、松茂町と北島町は小学校、中学校とも100パーセントです。上板町は、小学校が93.1パーセント、

中学校が 88.9 パーセント。板野町は小学校 58.8 パーセント、中学校 29.2 パーセントの状況でありました。藍住町では音楽や理科、図工などで使う特別教室へのエアコン設置率、藍住町の小学校は 25 パーセント、中学校は 25.6 パーセントと徳島県内で設置率は最下位と、こういうように徳島新聞で報じられていました。この設置率につきましても少し低いということで、この報道の中身とも、また答弁でお願いをいたします。

それで、その中で藍住町では、熱中症のリスクが低い日を選び、窓を開けて扇風機も使いながら授業を行う方針だと担当者の声が紹介されてきました。ですから、大変、児童も生徒も、教職員の皆さんも苦勞をなさっていると。この解決の方法は、何を言っても特別教室に 1 日でも早くエアコンを設置をするべき、このように思います。

具体的にお伺いします。特別教室は、小学校と中学校別に教室数とエアコンを設置している学校別に教えてください。それから、熱中症対策の課題として、エアコンの完備計画と必要な予算について、どれぐらいいるのか、その点についてもお答えいただきたいと思います。このことにつきましては、全体的に資料請求をしていますので、この資料で説明をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 特別教室へのエアコン設置について、答弁をさせていただきます。それに併せまして、今お手元に資料を配布させていただいております。その資料もごらんいただきながらと思います。

まず、徳島新聞で報道されました県内小中学校の特別教室エアコン設置率についてでございますが、新聞報道では、藍住町の小学校 25 パーセント、中学校 25.6 パーセントとの内容でありましたが、これにつきましては、特別教室以外の部屋を参入したための設置率となっております。

現在、特別教室は、小学校と中学校別に教室数とエアコンを設置している教室数でございますが、資料 1 をごらんいただきたいと思います。小中学校空調数で小学校では 38 教室、北小学校では 11 のうち 6 教室が設置をされております。南小学校では、9 特別教室のうち、5 教室が設置をされています。また、西小学校では 8 教室のうち 4 教室が設置されております。それから、東小学校では 10 教室のうち 6 教室が設置をされております。また、中学校においては、藍住中学校では 13 特

別教室のうち7教室が設置されており、東中学校では13教室のうち4教室が設置されているという状況になっております。ということで、率としまして、小学校では38教室のうち21教室で、55.3パーセント、中学校においては26特別教室のうち11教室が設置されておまして、42.3パーセントという数字でございます。

熱中症対策の課題として、エアコンの完備計画と必要な予算でございますが、資料1-2をごらんいただきたいと思います。特別教室のエアコン設置計画と必要な予算額で、未設置となっている特別教室を全て設置するとなりますと、概算金額で、右下にはなると思うんですが、1億2,647万7,000円の予算が必要となります。そのため、本年度、藍住町学校教育施設長寿命化計画を予定しておりますので、トイレ等の改修計画と同様に特別教室の空調設置を藍住町学校教育施設長寿命化計画を策定し、優先順位を定め公立学校施設整備の国庫補助事業の申請をしてみたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） ただいま答弁を頂きました。非常に設置率が低いという、なぜ低かったかという理由もよく分かりました。それと、もう一つお聞きをしておきたいんですが、以前の議会でも質問いたしました、東小学校のランチルーム、西小学校のランチルーム、ここがエアコンが入っていないということで、児童の皆さんからも保護者の方からも、どうなっているんだということで聞かれました。再度、この点で、これからどのような計画があるのか、併せてお尋ねします。

そこで、もう一つ答弁を頂きました特別教室の必要な予算額、この点を具体的に全体で1億2,600万円というかなりの金額、予算を必要としているわけですが、この中で国からの補助率、それから補助金額、国庫負担額はどのぐらいの金額になるのか。このことによって、藍住町の持ち出しも少なくなる。ここには、下段に掲載されています。これと併せて、トイレ等の改修計画とも一緒に併せて出される。この点で少し質問をさせていただきます。設置計画の中で、トイレ等の改修計画と特別教室の空調設置ですね。先ほど言いました国庫補助との関係ですが、トイレの問題で、最近学校で若い女性の先生がたくさん増えておられます。それで、妊婦の方もいます。どうしても、妊婦の方はお腹が大きくなると和式トイレにかがむということが非常に苦痛だということをお聞きいたしました。確かにそう思います。これは、

和式トイレを洋式トイレに変えていく優先順位も一定いるんでないかと。こちらへんがきちっとしていかなかったら、人権の問題にもなるんでないかと、そういうふうに思うわけです。ですから、余りにも苦痛がずっと続いたら先生も大変な負担を背負うんでないかと、この点も併せて見解をお聞かせください。

○議長（西川良夫君） 休憩します。再会は午後1時から。

午前11時51分小休

午後1時再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、先ほど質問の中で予算との関係でトイレの洋式化の問題でしましたけど、一般質問通告書に出していませんので、この点につきましては答弁ありません。よろしくをお願いします。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 林議員さんの再問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、藍住東小学校のランチルームのエアコン設置要望でございますが、小学校でランチルームがある箇所が、東小学校と西小学校でございます。2か所あるということで、先ほど申し上げましたとおり特別教室と同様に、藍住町学校教育施設長寿命化計画を策定し、優先順位を定め公立学校施設整備の国庫補助事業に申請をしてまいりたいと思っております。

次に、空調設置を行うための公立学校施設整備の国庫補助事業活用についてなんですが、工事費が400万円以上が対象となりまして、補助率については、交付金の算定割合が3分の1が交付金として交付される見込みとなっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁ありがとうございました。

1億2,000万円のうちの3分の1が補助金ということで、かなりそういう点では負担が軽減されている、よく分かりました。

続けていきます。4点目です。各地で地震や台風による災害が今、相次いでいます。もしもの時の避難場所となる体育館へのエアコン設置は急務だと考えています。体育館にエアコンを設置することを小川議員も提案されてきました。その後、体育館へのエアコン設置がどのようになっているのか。設置を急ぐべきとこのように考えています。この点でお伺いたします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 林議員さんの災害避難場所である体育館にもエアコンを設置することを検討されたか、についてでございますが、設置費用や維持経費が高額となり、財政に与える影響も大きくなります。現時点では難しいと考えております。災害時については、現状では大型扇風機を各2台導入済みで、空気の循環や換気は可能となっております。必要時には、移動式のエアコンをレンタルで設置して対応してまいりたいと考えており、移動式エアコンが優先的にレンタル設置できるよう災害協定の締結を進めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、続けて質問させていただきます。コロナ感染の予防対策上からも少人数学級についてです。

新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校で身体的距離を保つには20人程度の少人数学級にするしかありませんでした。文部科学省は、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式を5月22日に発表しています。参考として示したのが、教室の生徒間の距離として、縦190センチメートル、横120センチメートル、斜め135センチメートルを取る方法で、その実践として20人程度分の分散教室が行われてきました。同じく、5月22日に日本教育学会の提言では、少人数に分けた学習集団に再編成した授業や、教職員の定数の大幅増で長期にわたる手厚い教育が必要だと提案しています。7月2日には、全国知事会、全国市長会、全国町村会が連名で「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」を出し、コロナ感染予防対策の上からも少人数学級が必要だと国に要請をしました。先生や親がずっと運動してきたのが少人数学級です。

1、コロナ対策として、感染予防または感染拡大防止のためになります。2、少人数学級になると、教師はもとより丁寧に一人一人の子のこを見られるようになります。3、教師の負担軽減にもつながります。これらの点につきまして、町教育委員会はどのように受け止めているのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 林議員さんの少人数学級の問題についてお答えいたします。御指摘のとおり、少人数学級には様々なメリットがあります。特に、今年のコロナ感染対策においてはメリットが大きいと考えられます。今、文部科学省の定める学級の定数は、小学校1年生のみ35人学級で、後は40人学級としておりますが、県の方針で少人数学級編成を行う場合は、加配教員について国からの一定の人員費の負担があります。

徳島県では、小学校1年生から中学校2年生までを35人学級としており、中学校3年生も研究指定を受けることで35人学級を実現しております。藍住町のような児童生徒数の多い規模の大きい学校を擁する自治体においては、少人数学級は意義あるものと思います。

しかし、これにはいくつかの問題があります。

第1に、全国的に広がっている深刻な教員不足の問題であります。産休や介護休暇の代替教員が見つかりにくい状況の中で、少人数学級編成による教員加配が可能かという問題であります。かなり困難な状況だと思えます。

第2に、本町の学校の教室配置の問題です。特別支援学級の増加に伴い、教室の余裕がなくなっており、少人数編成による学級増に対応するには教室不足となる状況です。もう一つの問題は、学級の人数っていうのは、少なれば少ないほどいいというものではないということです。子供たちは、学級という小さな社会の中で、人間関係や社会性の基礎を学んでおります。その機能を失わないことを考慮に入れて少人数を考える必要があろうかと思えます。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きました。大きな問題は、教室の不足、それから教師の不足、財政的な問題もからめてあると思えます。

全国的な傾向というのは、少人数学級に移行していくということで、今日は資料

提出がありました各小学校、中学校の規模を一覧表で出させていただきました。これを見ますと、かなり生徒数が少ない教室もあります。これらの点も踏まえまして、全国的に優れた経験が文部科学省の中でも紹介されています。これは、先行して少人数学級を導入している県の学力の状況ということで、既に教育長は御存じと思うんですけども、秋田県それから山形県。これは、ものすごく、この間、平成13年度から導入されて大きな成果が見られていると、これはもう大きなグラフで紹介されています。それから、学校の規模といじめ、不登校の問題。これもやはり、山形県とか紹介されています。これは学級の規模といじめの発生件数ということで、やはり人数が少なければ少ないほど、この発生率というものは非常に少ないということ。そのことによって、不登校の率も、それからまた欠席率も低下をしていっていると、こういう報告です。かなり長文にわたっての報告がありました。是非、これからの運営につきまして、いろいろと検討していただきたいということを申し述べて、その次にいきます。

3点目です。リフォームの補助事業についてです。新型コロナ対応の地方創生臨時交付金を活用して、新しい生活様式導入応援住宅、リフォーム補助事業と店舗等快適化リフォーム補助事業の2つの事業が今、行われています。この事業の提案は7月31日開催の全員協議会で説明をされて、臨時会で可決をされました。

今どんなふうな状況かと申しますと、総務省による6月の労働力調査では、完全失業者数は、195万人。非正規の雇用労働者は104万人の減少です。新型コロナウイルス関連倒産は440件とリーマンショックを超えて過去最大の不況に今、至っています。徳島県で見えますと、5月の新設住宅着工戸数を見ると、総戸数は前年比で48.4パーセント減の222戸となりました。これはもう、過去最低のところですよ。これは、消費税10パーセント増税の上に新型コロナの影響が大きくこのような状況が生まれているわけです。地元業者は仕事も非常に落ち込んでいます。それから、多くの町民の方も収入が減少されています。このような状況の中で住宅や店舗のリフォーム補助事業というのは、地元業者の仕事確保と施主にとっても補助金の助成があるので、地域経済を活性化させる、うってつけの事業だと、このように私は考えて大いにこの事業は前進することを願っています。

次の点について伺います。1、現在までに申込みのあった件数。個人住宅、そして店舗等。この点で、どこまで今、進捗しているのか答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 林議員さんの御質問のリフォーム補助事業について、答弁をさせていただきます。申込みのあった件数について、9月8日現在、新しい生活様式リフォーム補助事業は35件、藍住町店舗等快適化リフォーム補助事業は12件です。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それで、2点目質問します。事業の周知方法についてです。町のホームページだけでは不十分でないのかと、ひとつは思います。ホームページを見る人は余りいません。知らない人が多いという、そういう問題点があるわけです。この点で、町民の方からは、まず町の広報で知らせるべきでないかというふうな話を聞きました。全くそのとおりだと思います。それで本日発行の広報にこの取組が掲載されました。この広報の中身が先月の15日に発行されていたら、もっと良かったんでないかと、こういうふうに思うわけです。この点、なぜかといいますと、ホームページに掲載されたのが、8月17日で21日からこのリフォーム補助事業の受付をすると、こういう掲載だったんですね。ですから、この点で、早く多くの町民の皆さんに藍住町はこういう事業をしているんだということを周知徹底すれば、もっともっと町民の皆さん、地元業者の皆さんも勇気づけると、このように思いました。この点で、どのようにお考えになっているのか伺います。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 事業の周知方法についてであります。本年7月31日開催の藍住町議会臨時会において御承認をいただいた補正予算であります。翌日8月1日付けの徳島新聞において、その詳細が報道されたことにより、問合せが多数ありました。

また、コロナ対応臨時交付金であることを念頭におき、速やかな対応が必要であると考え、8月中旬には準備が整いましたので、8月21日からホームページ並びに藍メールと本日の広報誌に掲載しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 周知方法につきましては、答弁いただきました。それで、

ひとつは、事業の予算額を上回った申込みがあった場合、今後どうするのか。個人住宅分が1,500万円、店舗等が1,000万円ということで、既に9月1日現在で個人住宅が35件、そして店舗が12件というふうにかなり予算額が消化をされていると、このように思います。恐らく、これ以外にも、9月1日ですから。今日が15日。かなり2週間から経過をしていますから、もっともっと件数が上回っているんでないかと、このように思います。できれば、今日の時点でどれぐらいの件数があるのか。そして、今日発行された藍住の9月号の広報では、こういう記載があります。恐らく、これはどんな申込みでも期限なりを書くと思うんですけど、12月31日まで申込みが受付されると、こういうことです。そして、来年の3月末までに完成したらいいとこういう要件で、それで金額は上限があって30万円と店舗は50万円と。下段ではこういうことがあるんですね。「予算の都合があり、受付期間の途中で終了する場合があります。」と。そうすると、これを見た途端に、申請がいっぱいだったらどないなるんだろう、こんなような思いもあるんです。そこらへんの点について、答弁よろしくをお願いします。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 事業の予算額を上回った申込みがあった場合の対応についてであります。既に予算枠の拡大について検討しているところであります。具体的なことについては、検討中であり、お答えすることができません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 先に答弁を頂きました。続けて、コロナ関連の倒産とか解雇とか失業などの不況対策として、事業を延長してほしいと。こういう要望も通告書でしていました。今、答弁がありました。拡大を検討中だと。そうしますと、国の補助金はこれで終わりだと、ですから今度は町の単独事業になるのですか。拡大、延長するということは。この点を少し。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 予算配分の詳細につきましては、現在検討中でありますので、まだお答えすることは控えさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） よく分かりました。是非、町民の皆さん、そして地元業者の皆さんの期待に応じて実践をしていただきたいと思います。

なお、最後ですが、町独自のリフォーム補助制度を作ってほしいと、こういうことを地元の建設組合から毎年町に対して要望の申し入れがあります。私も町民の皆さんの要望として議会で再三取り上げてきました。同僚の議員もこの問題の質問をしてきました。ですけど、他の事業と併合性の問題で、町独自のリフォーム助成制度を作ると、こういう答弁はなかったわけですが、やはり、これからかなり不況も続くと思います。こういう中で、町独自の単独事業として、地域を活性化させていくと。そして、落ち込んだ地元の業者の皆さんの仕事を支えていく。そして、町民の皆さんの住宅環境を改善をしていくと、こういうことから、町独自で創設することを提案したいと、こういうふうに思います。是非、地域の経済活性化対策として全国の自治体、徳島県内でも紹介を今までしましたけど、かなり積極的に取り組まれ多くの町民の皆さんが期待されていると。ところによっては、抽選がすごい人数だと、この点でも回答願います。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 町独自のリフォーム補助制度であります。本町におきましては、30年以内に発生が想定される南海トラフ巨大地震に備え、住宅の耐震化を重点的に進めているところでございます。住宅の耐震改修とともに、簡易な耐震化と併せて行うリフォームの県の助成制度であります住まいのスマート化支援事業もございます。住宅リフォーム補助制度の創設につきましては、現在のところ考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁いただきました。前回も同じような答弁でございました。是非、他の自治体が行っているリフォーム助成制度がどのような中身か、どのような地域活性化させているか、経済効果も含めて一度検証していただきたい。そういうことを踏まえて、是非、前向きに検討していただきたい。要望です。

それでは、最後の質問です。国民健康保険税の減免制度について質問いたします。

今、非常に仕事や暮らしが大変な状況です。これも、私は以前の議会の中でも質問させていただきました。そのときに提出された資料、藍住町の国民健康保険加入世帯は今年3月末現在、4,839世帯で、そのうち、所得300万円以下が4,247世帯で約88パーセントを占めています。圧倒的多数です。滞納世帯数は全体で354世帯、このような大きな滞納世帯数です。解雇や失業で収入のない人もたくさんいます。無所得っていう方もたくさんいました。このことから、払いたくても払えないっていうような加入者も相当数おいでになります。このことでは、私も相談にのって、税務課長に親身な相談にのってもらって、解決していただいた件も何件かあります。

今回、国保加入世帯を救済する制度が作られました。これは新型コロナの影響で収入が3割以上減少の世帯は、減免手続きをすれば国保税が免除されますと。同じく、介護保険料も免除されるわけです。国保税を免除した財源は、全額国が負担をしますので藍住町の国保財政に影響はありません。今年度、既に納付している国保税も減免の対象になります。この件については、3月議会でも一般質問をいたしました。その中で、減免制度については個別に国保加入者に知らせると、こういう答弁をしていただきましたが、この点で再度お尋ねをします。1、現在までに減免手続きを行っている世帯数とか、相談数についてお伺いをします。

○議長（西川良夫君） 齊藤税務課長。

〔税務課長 齊藤秀樹君登壇〕

◎税務課長（齊藤秀樹君） 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る国民健康保険税の減免に関する状況につきまして、御答弁させていただきます。昨日9月14日現在、減免の決定が30件、30世帯、不承認が5件、審査中の申請はございません。このほか、申請の予定及び対象要件確認などの相談や問合せを30件以上、窓口及び電話でお受けしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁ありがとうございます。

現在、減免手続きをされたのが30件ということで、かなりの世帯数に上っています。それで、相談件数も30件を超えるということで、もっともっと、この減免制度がまだまだ知らされていないと、こういうふうなことも聞いてまいりました。

先ほど紹介をしました国民健康保険の加入者の所得階層別で300万円以下の所得の人数を申し上げました。これらの人は、本当に完全に対象者になるわけですね、今度の減免制度の。ここをもう一度、周知を徹底していただきたいと。この資料をいただいたときに見てびっくりしたのは、所得がない方、4,839世帯のうち、1,254世帯、約26パーセント所得がない人。それから、滞納世帯がこの中で128世帯。全体の滞納世帯数の1割を占めてくると。本当に大変な生活状況が提出された資料で読み取れるわけです。再度、減免申請手続きを徹底していただいたら、かなり滞納もなくなるんじゃないかというふうに思うわけです。その点でひとつ。

○議長（西川良夫君） 齊藤税務課長。

〔税務課長 齊藤秀樹君登壇〕

◎税務課長（齊藤秀樹君） まず、減免制度の周知につきましては、先の一般質問で答弁しましたように、全戸配布である広報あいずみ6月号及び町ホームページへの掲載による周知方法はもとより、7月初旬発送の納税通知書に専用書面を同封し、納税義務者の皆様お一人お一人に直接、特例制度がある旨及び確認を促す通知をしております。こうした効果的、効率的かつ丁寧な周知を行っておりますので、再通知等につきましては、他の業務との均衡等から、現時点では予定はしておりません。

また、低所得層に関する状況でございますけれども、先ほど申し上げた30世帯のうちの3分の1以上の世帯、11世帯がその世帯に該当しておりますので、そういう状況を御報告させていただきます。

それと、滞納世帯に関する世帯の質問についてでございますが、まず、何より納税は国民の義務でありまして、このことは御承知のように憲法に明記をされております。こういったことから、この制度につきましては、滞納の有無に関わらず、それぞれの世帯の状況に応じて、有効に活用していただくことを目的に通知をしておりますので、滞納者に限ったような、あるいは特定の世帯に限ったような世帯のみに周知をするものではないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きました。やはり、私が強調するのは、国が新型コロナウイルス感染症対策での不況の中で、国民健康保険制度そのものをいかにして守っ

ていくかというような側面も非常に大きいというふうに思うわけです。ですから、この制度を成功させるということは、藍住町の国民健康保険の運営そのものを立て直していくと、滞納も整理をしながら。そして、国保税を納めてもらうという体制づくりを一方では、なるんでないかと、こういうふうに全国の経験からも分かります。

最後になりましたが、手続きの簡素化です。厚労省が5月12日の事務連絡で申請書に収入の見込みは任意の1か月でも臨機に設定して良いと、このような通達も出されています。この制度そのものをいかしていただくと。やはり、納税者の立場、国民健康保険に加入している人たちの立場に立って、是非、この制度そのものを成功させていただきたいと、このように申しまして終わります。

○議長（西川良夫君） 答弁いりませんか。

齊藤税務課長。

〔税務課長 齊藤秀樹君登壇〕

◎税務課長（齊藤秀樹君） ただいま、手続きの簡素化にも関わる話かとは思いますが、国や県から具体的な手続要領や申請様式等が定められてない、示されない中で、本町では、本特例制度に特化した減免取扱要綱を定めまして、申請書の記入事項や添付書類をできる限り削減し、納税義務者の負担軽減を図るなど、効率的な運用を進めております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） これで、一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） ここで5分間の小休をいたします。

午後1時36分小休

〔小休中に消毒をする〕

午後1時42分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

次に、10番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10番議員（小川幸英君） マスクを外させていただきます。

議長の許可がありましたので、一般質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

初めに防災対策について伺います。県内において、新型コロナウイルス感染症の感染者が150人近くになり8月には100人以上が感染しました。県南においては、カラオケクラスターが発生し、拡大しております。このように新型コロナウイルス感染症の影響下で台風や水害、南海地震に備え感染を防止する避難所運営マニュアルはできているか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 小川議員さんの防災対策についてのうち、台風や水害、南海地震に備え、感染防止する避難所の運営マニュアルは制定されているかということについて御答弁をさせていただきます。

大規模災害が発生した際、住民の皆様に躊躇なく安心して避難所へ避難していただくために、国・県のガイドライン等に基づいて、感染防止対策を的確に実施していくこととしております。具体的な対策の一例としては、受付時においては、避難所入り口の外に受付を設置し、避難者の体温と体調を確認する。それとスクリーニングを実施し発熱の有無や問診により体調不良を確認することとしております。

また、滞在スペースの設置においては、2メートル間隔を確保するレイアウトに基づき設営し、パーテーションや簡易テントを設営し、3密の回避をいたします。

また、発熱や体調不良のある方の専用スペースを設置し、完全分離をすることとしております。

また、アルコール消毒液を各入り口、トイレ等に配置をいたします。

運営時においては、体調チェック表を配布し、毎日の体温・体調を確認する。また、新しい生活様式の実践として、対面着座による食事の回避、マスク常用、手洗い及び消毒の周知徹底、生活区域の清掃や定期的な換気の実施をすることとしております。

なお、運営に必要な体温計、消毒液、間仕切り等の物資については、国・県の交付金等を活用しながら順次、整備をしていくこととしております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 災害が発生した場合、避難所運営のマニュアル等を伺いました。この中で、コロナウイルス対応の避難について、ハザードマップでのそこは考えているか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） コロナ禍での避難所の収容人数でございますが、まず、災害時の指定避難所ごとの収容人数について御報告させていただきます。町民体育館が2, 133人、藍住中学校が1, 516人、東中学校が1, 447人、南小学校が1, 010人、西小学校が825人、北小学校が1, 169人、東小学校が1, 024人、合計9, 124人となっております。小中学校については体育館を想定しております。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 各避難所合わせて9, 124人ということでありました。現在、コロナ禍での人員については、この9, 124人、これを皆入れるのか。また、この人数では密と思われませんが、今後避難所を増やすことはできないのか。

それと、先ほどウイルス対応の避難について、ハザードマップに補足はするのかという質問の答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 議員さんの御質問について、御答弁させていただきます。

まず、新たな施設の指定についてでございますが、6月議会で議員さんからの一般質問で答弁しておりますように災害時の指定避難所として指定するためには、耐震性の確保や水害時に安全な場所にあることなどの指定基準を満たす必要がありますが、現時点で指定基準を満たす新たな施設の指定は困難な状況にあります。そのため、現在、指定避難所としている各小中学校の空き教室の利用や、避難所内に世帯ごとに間仕切りを設置するなど、レイアウトの工夫をすることで避難所内の密を

防ぐ対応を検討しております。

さらに、住民の皆様避難所以外の安全な場所にいる親戚や友人宅への避難を検討してもらう分散避難についても検討していただけるよう、町のホームページなどで周知、啓発を行っております。

なお、ハザードマップにウイルス対応についての記載については、現在のところ検討しておりません。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 各避難所合わせて9, 124人ということで、これを増やす考えはないという答弁がありました。

先般の台風9号、10号の相次いで発生で、九州地方の横をかすめ特に10号は5日夜には中心気圧が915ヘクトパスカル、最大瞬間風速80キロメートルという特別警報が出され、今までにない甚大な被害が出るということで九州の各県、また、四国地方でも一部の地方で避難を呼び掛けました。そのために大勢の人が避難したので避難所が受入れがなくて断られた避難者がいました。弱って避難所を探して歩いたとの報道がされていましたが、先ほどの答弁では増やすことは考えていないとのこと。今後、このような大きな台風が来ることも考えられますし、また、震度7以上クラスの南海地震が起きた場合に津波により名田橋周辺の堤防が決壊すると本町は最大6メートルくらいの水害があると予測されているとの報道がありました。

親戚とか知人宅への避難も呼び掛けるというようなことではありますが、やはりこのような地震で大勢の人、まあ言えば町民全体が避難勧告が出た場合に、これではとても収容できないのではないかと。やはりもう少し増やすような考えをするべきでないかと思いますが、その点いかがですか。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 先ほどの再問について、御答弁させていただきます。

感染症を予防しての収容人数については、現在試算中ではありますが大幅に減少するものと考えております。

間仕切りの設置やレイアウトの工夫により減少を抑えるとともに、状況により体育館以外の施設利用やグラウンドなどの利用についても検討してまいりたいと考え

ております。

なお、先ほど津波決壊で名田橋……、というふうなことが言われておりましたが私どもは承知しておりません。吉野川の決壊することについては浸水害、洪水の関係と思います。以上、御答弁させていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、高齢者の避難について伺います。

災害時に高齢者や障がい者らの逃げ遅れを防ぐための個別計画作成の現状はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 小川議員の御質問の高齢者の避難について、答弁をさせていただきます。

平成25年の災害対策基本法の改正において、支援が必要な高齢者や障がいのある方などに対する実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。この名簿をもとに各関係機関が連携して、避難誘導、安否確認などの支援をする仕組みを地域の皆さんとともに作り上げていくために、必要となる個人情報の提供に同意される方については、個別支援計画書の作成を進めているところであります。作成に当たっては、民生委員が各担当地区の避難支援を必要とする方を訪問し、聞き取りをしながら緊急連絡先や建物の状況、家の間取り、避難支援者、かかりつけ医、避難に当たっての特記事項、避難場所までの経路等を記載していくこととなります。

高齢者については、民生委員が担当地区を訪問し、令和2年4月1日現在、525人の独居老人を把握しております。

避難につきましては、基本的には個人個人で行っていただくものであり、町としても迅速に災害情報、避難所開設情報を藍メール等で配信するとともに、避難準備、高齢者等避難開始を発出し、早期の避難を呼び掛けてまいります。

また、お一人で避難が難しい方については、先ほど申し上げた個別支援計画に基づき地域で支援していくこととなります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10番議員（小川幸英君） 525人の独居の方がおられると答弁いただきました。

8月19日の徳島新聞によると災害時に自力避難が困難な高齢者や障がい者の方たちが逃げ遅れるのを防ぐため、内閣府は18日までに対策を拡充する方針を固めた。具体的には、市町村に対し、ケアマネージャーや福祉職と連携を強化し一人一人の避難方法を事前に決めておく個別計画を作成するよう促す。1月の豪雨被害に遭った熊本県では、死者70人のうち、8割超が65歳以上、また、過去の災害も同様のことであるということが報道されておりました。

この個別計画は、自力避難が難しい要支援者の名簿に掲載された対象であるということですが、本人の承諾があることで、なかなか難しいというようなことも聞いておりますが本町では、先ほども述べられておりましたが民生委員の方や自治会のメンバー、福祉職と一緒にした連携は、今後していくのか伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 小川議員さんの再問に御答弁させていただきます。

現在、この避難行動要支援者名簿に登録されている方が1,046人ございます。その中で、情報提供同意者数が376名、そのうちで個別支援計画作成されている方は310名ということで名簿登録が1,046名おいでますので、310名とまだまだ個別支援計画書を作成されている方は非常に少ないというような状況でございます。災害に当たりましては、特に、この個別支援計画書にいろいろ災害避難のルートを確保するとか、避難支援者を呼び掛けるとか、いろいろ記載されておりますので、できるだけこの個別支援計画書の作成を十分推進して登録していただけるようにしたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10番議員（小川幸英君） 個別計画を早急に進めていただきたいと思います。

次に、新型コロナに対応した備蓄物資の整備状況はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 小川議員さんの新型コロナウイルス感染症に対応した備蓄物資の整備状況ということでございますが、現在、町の避難所等で使用する

新型コロナウイルス感染症対策の物資の備蓄状況については、不織布マスクが4万8,900枚、間仕切りが53張、非接触型体温計が49個、アルコール消毒液が284リットル、防護服が60セット、大型送風機が12台となっております。

なお、今年度内に国・県補助により、感染症対策に必要な物資について、引き続き調達を進めております。以上、御答弁させていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 備蓄物資の整備状況について伺いました。

マスクにしても、前は3万枚だったんですか、大分増えているように思いますがこの件で、近隣の市町村では、災害に備えて企業と災害協定の連携を図っていると聞きましたが本町はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 災害協定について、御答弁でございますが随時災害協定のほうにつきましては、締結をしている状況でございます。つい先だっては、段ボールの業者と提携とかを結んでおります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種支援策としてプレミアム商品券事業、クーポン券事業、パパママ応援給付事業、シルバー応援給付事業について伺います。

4事業を講じるに当たって、事業者などから情報収集をどのように行っていたのか、また、現時点でのプレミアム商品券事業の発行件数は何件あったのか、また利用できる店舗は何軒か伺います。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 小川議員さんの地域経済住民生活事業について、答弁させていただきます。

各種支援策を講じるに当たって、町民や事業者からの情報収集はどのように行ってきたかとの御質問であります。国における2020年度新型コロナ関連第2次

補正予算編成の情報を受けて、地域経済の動向に注意を払い、その状況について把握に努めてまいりました。また、本年、7月2日には商工会青年部役員との懇談会を設け、近況報告を受けながら業種ごとの事業状況の把握に努めてまいりました。

さらに、町内金融機関4行の支店長に対し、町長、副町長が個別にヒアリングを実施しました。

続いて、あいずみ活性化プレミアム商品券事業についてであります。9月7日現在、交付対象者、約1万4,800名のうち3,203名の方が購入されております。

また、あいずみ食うポン券事業については、対象者、約6,500名のうち2,776名が引き換えに来ております。シルバー応援事業につきましては、9月1日から簡易書留にて対象者、約8,800名へ順次郵送しております。

また、4月29日以降に出生された方が対象となるパパママ応援給付事業につきましては、現在のところ約100名が対象となっております。本日現在の利用可能な店舗数については、現在手元に数字は持ってはおりませんが約120店舗、この中には1店舗で1件の申請で4件、5件と使える店舗もありますし、ゆめタウンのようなところは1件として計上されておりますので、あの中でも百数十件が利用できるかと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） プレミアム商品券発行件数が3,203名ということは3,203世帯ということですね。まだほとんど、どれくらいも少ないと思われれます。やはりせっかくの補助ですので周知をもっと町民にさせていただきたいと思っております。

それと、このような周知をする計画はありますか、伺います。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 今回のプレミアム商品券事業につきましては、来年の9月末日までの利用が可能となっております。したがって、随時この情報につきましては、広報等で周知していきたいと思っております。以上です。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 次に、町内中小企業者対策について伺います。

新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響は大きく、町内においても飲食業を始め小売業やサービス業を含む多くの業種に影響が出ているが現状の把握はしているのか伺います。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 町内の中小の事業者は、非常に困窮しているが現状把握はしているか、との御質問であります。セーフティネットの申請状況や商工会からの聞き取りにより、ほとんどの業種において収入が減少していると伺っております。

新型コロナウイルス感染症対策に追われる現状において、状況は刻々と変化しておりますので、その状況を注視してまいりたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 次に、商工業支援について伺います。

長期にわたる厳しい経済環境を見据えた経済対策は、存続を危惧されている商工業の関係者にとって、県や町の支援を求める声が多い。新型コロナウイルス対応も含め町として更なる支援が求められるが、今後どのような支援を考えているか伺います。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 町内の商工業者、飲食業者に対して更なる支援が必要との御質問であります。プレミアム商品券事業が始まったばかりであります。その状況を見据えながら検討してまいりたいと存じます。

なお、藍住町事業継続支援金事業につきましては、現在の申請件数は5件であり今後増えてくると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 次に、高齢者対策について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛など生活の変化で認知症の人への

影響を担当する介護従事者に尋ねたところ認知機能の低下などで、症状が悪化したことなどが広島大学などの調査で分かった。医療介護施設では、39パーセント、在宅介護では、38パーセントが認知症の人に影響が出たとのことですが6月議会での答弁では3月末現在、65歳以上の高齢者の人口は8,644人で認知症が疑われる方が988人とのことで、新型コロナ感染症の影響により認知症が増加したとの因果関係は明らかになっていないとのことでしたが、その後、調査や聞き取りはしましたか、また、感染拡大予防に配慮しつつ介護予防、認知症予防に取り組んでいくとのことでしたが、どのように取り組んできたのか伺います。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 小川議員さんの新型コロナ感染症で認知症悪化とのことだが、本町の現状と対策はどうなっているかについて、御答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症と認知症の関係については、我々が報道等で把握しておりますのは、まず、日本認知症学会が、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛などの影響に関するアンケートを5月下旬から6月上旬にかけて、当学会に所属する認知症の治療の経験が一定程度ある全国の専門医1,586名を対象にメールで行っております。

このアンケートでは、対象の医師のうち、約23パーセントの357名が回答しており、このうちの47パーセントが「認知機能が悪化していると感じている」と回答しております。

日本認知症学会は、症状が悪化する傾向が認められたと分析する一方で、症状悪化との因果関係は不明との見解を示しております。

また、広島大学において、全国の入所系医療、介護施設945施設及び介護支援専門員751名に対し、新型コロナウイルスの施設運営に対する影響や認知症への影響などのオンライン調査を行い、その結果を8月4日に発表しております。この中で、医療、介護系施設の38.5パーセント、介護支援専門員の38.1パーセントが認知症の人に影響が生じていると回答しております。

なお、本町の65歳以上の高齢者約8,700人のうち、要介護認定における主治医意見書に認知症が疑われる旨の記載のある方は、今年7月末時点で993人で、3月時点の988人と比較し、ほぼ横ばいの状況にあります。

また、本町の地域包括支援センターに寄せられた認知症に関する相談件数は、感染拡大前の令和元年12月から令和2年3月までの4か月が31人、全国的に感染拡大が顕著になった4月から7月までの4か月が20人であり、相談件数に関しては影響は特には出ていないと思われます。

認知症の発症及び進行に関しては、様々な要因が考えられますが、その予防や進行を抑制するためには、有酸素運動や知的活動の習慣化、社会参加によるコミュニケーション等が効果的であると言われております。したがって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、こうした活動が制限されると直接的な因果関係を科学的に立証することは難しいと思われまますが、何らかの影響が出ることは排除できないと考えております。

町といたしましても、これまで取り組んできた元気になれる運動教室、能力アップ教室、いきいきサロン、いきいき百歳体操等については、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全国に発令されたことなどから、一時休止としておりましたが、その後、マスク着用や検温、定期的な換気、ソーシャルディスタンスの確保など感染防止対策を講じつつ順次再開しているところであります。

加えて、外出を自粛されている方には、自宅でもできる、いきいき百歳体操筋力づくり編をエーアイテレビで放映しております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症が収束しない中で、新しい生活様式、いわゆるニューノーマルを確立しつつ、認知症対策の取組も工夫を凝らしながら、継続的に実施していくことが肝要であると考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 答弁を頂きました。

各老人憩の家で行われているいきいきサロン、また、いきいき百歳体操などを現状始めたと、コロナ感染対策として始めたということで、今まで家で引き込もっていた高齢者の方にとっては非常に喜ばれると思います。また休んでいる間にもかかわらず、今現在で5名くらいしか6月時点の報告より増えていないということで、余り増えていないのは、やっぱり努力の賜と思っております。

次に、国民健康保険の減免制度について、林議員の質問に対して答弁がありましたので、省略させていただきます。

次に、藍の振興への取組について伺います。勝瑞藍工房が来年オープンするが藍の館との連携はどうしていくのか。また、藍栽培の新しい機械を導入したとのことですが、どのような機械か、お伺いたします。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 小川議員さんの藍の振興への取組について答弁させていただきます。

勝瑞藍工房が来年オープンするが藍の館との連携はどうかとの質問ですが、勝瑞藍工房は、地域の交流、集会施設及び地域おこし協力隊が作業する藍の寝床や藍染め工房の事務所とするため、地方創生拠点整備交付金の採択を受け整備しております。地域交流の拠点として、町内在住の方を対象に藍染めを通じて藍文化の定着と世代間交流に寄与してまいりたいと考えています。

一方、藍の館につきましても、本町における観光物産施設としての位置づけにより事業展開させていきたいと考えております。それぞれの役割を明確にして、互いに発展するよう努めてまいりたいと存じます。

続いて、藍栽培の新しい機械を導入したとのことだが、どのような機械かとの御質問ですが、本年度購入しましたのは、刈り取り機とカッターであります。刈り取り機は、藍の収穫時に使用する機械で従来使用していましたが大豆収穫用ハーベスタが生産終了していたため、県とヤンマーが共同で開発した藍専用収穫機であります。

また、カッターは、藍こなし作業時に藍の葉と茎を粉砕し、飛ばすことによって葉と茎を分けるものであります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 藍の館との勝瑞藍工房の連携について伺いました。

藍の館は、観光客のような団体を入れる。勝瑞の藍工房は、個人が藍染めできるような施設と地域協力隊が藍を作る施設というようなことを伺いました。このなかで、せっかく新しい藍工房ができるので各小中学校、藍染めをしているところもありますが、この子供たち、生徒が藍住町の藍染めを勉強できるような藍染めをしたり、いろいろなことを勉強するようなことに使用する考えはありますか、伺います。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 学校の生徒が一度に利用するには、規模的に非常に困難ですが利用方法などを検討してまいりたいと思います。

当初、先ほど説明しましたとおり、世代間交流も目的の中に入れておりますので、学校との連携も一部必要になってくると考えております。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、現在の藍の生産状況と今後について伺います。

現在の生産状況はどうなっているか、また、昨年度の葉の数量と、どのように使ったか伺います。

○議長（西川良夫君） 高木建設産業課長。

〔建設産業課長 高木律生君登壇〕

◎建設産業課長（高木律生君） 現在の藍の生産状況と葉の状況について、御質問がありました。

生産状況につきましては、栽培面積4,600平方メートルにて現在2番刈りが終わったところであります。藍の乾燥葉の収穫量は、約1,600キログラムあり、今後3番刈りまで進み、収穫量を増やしたいと思います。また、葉の製造にも取り掛かっており寝床で藍の葉を発酵させております。年末には、2度目の葉が出来上がる予定です。

昨年度の製造状況につきましては、約20俵製造できております。

使用の状況につきましては、主に協力隊が使用しておりますが、お世話になっている本藍染め矢野工房、城西高校、四国大学へ各1俵ずつお届けしております。

また、藍住町出身で、フランスで藍の普及活動を行っている方にも1俵提供しております。

本年度は、葉を希望する小学校にも提供したいと考えております。以上です。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 結構、葉は高いもので、小学校でも非常に購入を考えているところもあると思います。是非とも活用していただきたいと思います。

次に、学校教育について伺います。運動会に代わる行事の計画については、先の永浜議員の質問の中で運動会、体育祭が中止になり、クラスの一体感を高める取組

があるかとの質問に対して、各学年単位で考えているとのことでありましたが、これは、具体的にどんなことを考えているか伺います。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） ただいまの質問でございますが、先ほど答弁いたしましたように学年行事くらいの規模の行事を小学校も中学校も考えております。具体的な中身に関してまでは、まだ詳細は決定されてないと思いますが、例えば運動会でするようなリレーであるとか、そういった競技はするというふうには聞いております。

以上です。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 具体的なことは、まだ検討中ということでありました。

先ほども教育長がおっしゃったように、クラス対抗とか、学年対抗のリレーというのは、本当にクラスが一致団結してする競技であります。子供たちにとっても前に教育長が言われましたが、学級が非常に危惧しているところもあると。何か月も授業がなかったのも、そういう面もあると思いますが、是非ともそういうリレーとかを実施していただきたいと。

私は、せっかく藍住町パークゴルフ場があるので、学校対抗のパークゴルフを開催してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西川良夫君） 今の通告書にありましたか。通告書にありましたか。今の質問。

●10番議員（小川幸英君） 学校の取組についての質問です。

○議長（西川良夫君） 答弁どうですか。

青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） パークゴルフの利用ですか。御理解いただけると思うのですが、今非常に時間のない中で、例えば、そこへ大きな集団が移動して、プレーして、また帰って来るという中で、どのくらいの時間が掛かるかというあたりが非常にネックになってくるかと思えます。簡単なことではないと考えております。以

上です。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、クーラー使用について伺います。

9月に入り、朝夕は少し涼しくなりましたが、日中は、まだまだ暑い日が続いていますがマスクをつけての授業は熱中症の心配もあります。効率良く安全にエアコンを使用する指導はしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） クーラーの使い方について、答弁をさせていただきます。

空調設備の使用は、良好な学習環境を確保するものであり、特に夏季においては児童生徒及び教職員の健康と安全を第一に捉え、空調設備を効果的に使用しているところでございます。

暑い日が続く中、学校では、新型コロナウイルスの感染防止のための教室の換気と熱中症対策とを、どう両立させるかが課題となり、エアコンの設定温度を低く設定し、扇風機も併用するなどして授業を行っています。

従来、電気料金の引き上げにつながる一定の数値を上回らないよう最大需要電力（デマンド値）による管理を実施しております。例年はアラームが鳴ると、一時的に稼働を停止しておりますが、今年はマスク着用などにより、熱中症リスクが高まっていることから、稼働ルールやデマンド管理を緩和しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、熱中症について伺います。

8月28日、城ノ内中学校の生徒4人が熱中症の疑いで緊急搬送された。本町において、今年度の幼小中学校において、熱中症になった児童生徒は何人いたか、また、熱中症対策はどのようにしているか。

○議長（西川良夫君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 熱中症について、今年度の幼小中学校の熱中症の数及び現状と対策について、答弁させていただきます。

幼小中学校での熱中症についてですが、熱中症が疑われ保健室を訪れた人数は、小学校が51人、中学校が21人でした。また、病院搬送に至った人数は、中学校で1人ございました。

現状と対策では、熱中症の予防について、環境省の「熱中症環境保健マニュアル」に基づいて対応しています。具体的な内容としましては、エアコンと扇風機の使用により教室の温度を下げ、コロナ対策と両立しております。園児、児童、生徒に水筒を持参してもらい、こまめな水分補給を指導しています。また、熱中症計の設置、ミストシャワーの設置、経口補水液の常備等の対策を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 時間の関係で、この空気清浄機について次回にすることにいたします。時間がありませんので。

次に、小中学校の授業日数について伺います。

新型コロナウイルスに伴う学校の臨時休校は、前代未聞の長期に及んだ。本町の将来を担う児童生徒に及ぼした影響は計り知れないものがあるが夏休みを短縮し、授業日数は取り戻したのか。また、冬休み短縮の考えがあるか伺います。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） ただいまの御質問の授業日数のことについて、お答えいたします。

これは、日数の確保の問題というよりも、授業時数確保による教育課程の進捗の問題であります。小中学校とも夏休みの短縮により実施できた授業及び運動会を始め全校集会等各種行事の中止や短縮により、生まれた時間を当てることにより授業時数の確保が順調に進んでおります。

小学校では各校とも9月上旬の現時点で、ほぼ遅れは取り戻している状況です。高学年の算数で1単元遅れているというような学校もございますが、9月末には十分に取り戻せるというふうに聞いております。

中学校も学校再開後、週に二、三回の特設授業を実施し、二学期当初に、ほぼ遅れを取り戻すことができている状況です。

小中学校とも、今後、再び一定の期間休校となることも想定して、先取りをする

形で学習を進めているとのことですので、各学校には、教科学習の遅れを取り戻すことだけでなく、むしろ今後は、通常の教育課程で実施すべき、多様な学びの機会を十分に保障していくように指導しています。以上です。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 最後に、小中学校の教職員のコロナ対策について、伺います。

小中学校の先生方は、教室や他の部屋の消毒のために神経を使っていると伺いましたが、どのようなサポートをしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 小川議員さんの小学校教員のコロナ対策に関する御質問にお答えいたします。

小学校に限らず教員のコロナ対策につきましては、まず教員による学校の環境についてのコロナ対策と、もう一つは、教員自身のコロナ対策、この2点から説明させていただきます。

まず、教員が児童生徒の状況把握や環境の管理に関して行っている対策です。教室環境としては、換気と熱中症対策としてのエアコンの使用との兼ね合いに配慮すること、子供たちの毎朝の検温とマスク着用を確認すること、トイレ清掃や水道、手すり等の消毒を職員の手によって毎日実施すること、そして様々な場面での3密回避の工夫と体調不良者の隔離などの対策を行っております。

教員自身の対策としましては、毎朝の検温の体調確認を職員名簿によって管理するほか、マスクの着用と手洗いの習慣化、保護者懇談時等の際の亚克力板やフェイスシールドの使用などを進めております。

その他、休日の不要不急の外出についても極力自粛するよう要請しています。

今後もコロナ感染防止につきましては、油断なく継続することを共通理解しているところです。以上です。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 教職員のコロナ対策対応について伺いました。

先生方は、日ごろ忙しい上に検温とか、マスク着用とか、トイレの消毒までされ

ているというようなことを聞きました。本当にコロナ対策の作業が増えて非常に疲れているようですから、どのように教育委員会としてサポートしていくか。

また、先日、大阪において、先生がコロナに感染したとのことですが、このようなことが、もしあった場合の対応は考えているか伺います。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 今、働き方改革のことが、非常に問題になっているところに、このコロナ対策ということで現場は確かに厳しい状況にあります。

コロナ対応で学校の学び支援員、それから、その前、県からのスクールサポートスタッフという者の配置も3校できておりますが、学びサポーターに対しては、募集をしてもなかなか人が、先ほども申しましたけれども、非常に深刻な教員不足、人員不足の状況で集まらない状況でありまして、全部のところにおいているわけではございません。引き続き対応してまいりたいと思います。

それから、学校の教員が感染した場合、これは、学校の教員が感染した場合、子供が感染した場合、様々な場面に応じてマニュアルを作って対応していくようにしております。教員や子供たちに感染した場合には、2日ないし3日の全校休校をして、濃厚接触者の特定をしたり、必要な部分の消毒をしたり、そういうことをしてからまた再開するというようなことになっております。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君） 以上で、通告のありました5名の一般質問は終わりましたので、これで一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。議案調査のため9月16日から9月23日までの8日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、9月16日から9月23日までの8日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、9月24日、午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をよろしくお願

いたします。本日は、これで散会といたします。

午後 2 時 4 3 分散会

令和2年第3回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和2年9月24日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕 弘子 主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
監査委員	林 健太郎
教育長	青木 秀明
教育次長	藤本 伸
会計管理者	大塚 浩三
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設産業課長	高木 律生

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

- | | | |
|-----|---|---|
| 第5 | 議第62号 | 令和元年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第6 | 議第63号 | 令和元年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第3 | 議第64号 | 令和元年度藍住町特別会計(介護保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第4 | 議第65号 | 令和元年度藍住町特別会計(介護サービス事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第5 | 議第66号 | 令和元年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第6 | 議第67号 | 令和元年度藍住町特別会計(水道事業)利益の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 第7 | 議第68号 | 令和元年度藍住町特別会計(下水道事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第8 | 議第69号 | 令和2年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第9 | 議第70号 | 藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第10 | 議第71号 | 藍住町コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の廃止について |
| 第11 | 議第73号 | 藍住町教育委員会委員任命の同意について |
| 第12 | 発議第12号 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 |
| 第13 | 請願第3号 | 日本政府に「種苗法改正の取りやめ、取り下げを求める」意見書提出を求める請願書 |
| 第14 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 第15 | 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について | |

(2) 議事日程 (第3号の追加1)

第1 発議第13号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめ
を求める意見書

令和2年藍住町議会第3回定例会会議録

9月24日

午前10時3分開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（西川良夫君） 日程に入る前に先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、報告しておきます。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」が議長あて提出されておりますので、御報告しておきます。

○議長（西川良夫君） これから、本日の日程に入ります。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、議第62号「令和元年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第10、議第71号「藍住町コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の廃止について」の10議案を一括議題といたします。

本案については、所管の常任委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

初めに、紙永厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

紙永芳夫君。

〔厚生常任委員会委員長、紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、厚生常任委員会に付託された6議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、9月7日及び9月15日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された6議案について関係理事者に補足説明を求め、詳細な説明の後、審査を行いました。

主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第62号「令和元年度における主要な施策の成果に関する説明書」の中で、ゆめタウンのわくわく歩イント事業について、非常に人気のある事業であるが今後の

方向づけはどの質問があり、現在、ゆめタウンのわくわく歩イント事業はコロナの関係で休止をしている。再開に向けて準備をしているが、時期は未定であるとの説明でありました。

また、浄化槽設置整備事業の中で合併浄化槽の転換補助基数の伸びが非常に少ないのではないかとこの質問があり、この事業は5年をベースにしており、令和2年度が最終年度となる。転換補助については、今後も広報等で周知を徹底していく。また、来年度については、新規の補助をやめて転換補助を重視して汚水処理人口普及率を上げていくように今後進めていくとの説明でありました。

議第64号「令和元年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算報告書」の中で不納欠損額について、介護保険料は年金から100パーセント天引きされると思うが、この滞納の中身はどのようなものか、何年くらいで不納欠損されるのかとの質問があり、介護保険の保険料は65歳以上になったら年金からの特別徴収となるが、65歳到達後、特別徴収が開始されるまでの移行期間がある。その移行期間に普通徴収で納める方の納め忘れが未納となり、2年以上未納となったものについて不納欠損処理をしているとの説明でありました。

次に、町の一般会計からの繰入金が4億1,948万9,809円で、国庫負担金が約4億5,000万円、県負担金が約3億1,000万円とあり、町の負担割合が大きいですが、この一般会計繰入金の詳細についての質問があり、繰入金については、収入の半分は保険料で賄っている。残りは、国、県、町で負担している。

繰入金の内訳は、介護給付に掛かる分については、12.5パーセントであるが、その他の事務費、賦課徴収認定審査会、地域支援事業等の繰入金も別にあるとの説明でありました。

そのほか、低所得者に対する保険料を減額しており、その低所得者保険料の減額分を一般会計から繰り入れをしている。その一般会計からの繰り入れをする場合も国からの補助が2分の1、県からの補助が4分の1の分も含まれており、それが約1,500万円となっているとの説明でありました。

財政安定化基金借入に関する調書についての質問があり、介護保険料は3年ごとに見直しをしており、平成30年度から令和2年度が一つの期として事業計画を立てる期間となっている。その間で賄えられない分を県から借入れをして、その分は次の計画の時に返済をするというのが条件になっているとの説明でありました。

諸収入の雑入が1,000万円あるがどんなものが含まれるのかとの質問があり、

雑入の中には返納金として前年度の給付費の返還が561万2,082円、介護予防ケアマネジメント費として介護の計画を立てた時の収入が464万7,610円入金されているとの説明でありました。

審査の結果、付託された6議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9月7日及び9月15日に開催されました厚生常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和2年9月24日、厚生常任委員会、委員長、紙永芳夫。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午前10時11分小休

〔小休中に消毒をする〕

午前10時12分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

次に、近藤建設産業常任委員会委員長から報告を求めます。

近藤祐司君。

〔建設産業常任委員会委員長、近藤祐司君登壇〕

●7番議員（近藤祐司君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから建設産業常任委員会に付託されました3議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、9月8日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された3議案について関係理事者に補足説明を求め、詳細な説明の後、審査を行いました。

主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第62号「令和元年度藍住町一般会計歳入歳出決算報告書」のうち、道路簡易舗装費について、道路舗装は計画的に実施しているのかとの質問があり、現地調査を行って緊急性の高い道路から舗装を実施している現状であり、当初予算の3,000万円のうち2,000万円を舗装工事、残りの1,000万円を部分補修に充てているとの説明がありました。

これに対して、道路舗装は目に見えた成果が出るため、予算配分については一考をお願いしたいとの意見がありました。

住宅使用料（滞納繰越分）について、悪質滞納者には明渡し請求をしているとのことだったが、何件行い、現在まで何件退去したのかとの質問があり、平成30年度と令和元年度で合計13名の明渡し請求を行い、このうち退去者は7名で、6名が自主退去、1名が訴訟による明渡しの強制執行となっている。残りの6名については、1名が訴訟による係争中、1名が自主退去を完了しているが分割納付について協議中、残りの4名は弁護士から明渡し請求中との説明がありました。

また、退去についてトラブルはあったのかとの質問があり、入居者との協議が長引くことはあったが不法占拠や暴力行為等の大きなトラブルはないとの説明がありました。

「令和元年度における主要な施策の成果に関する説明書」のうち、農業次世代人材投資事業について、具体的に説明をとの質問があり、新たに農業に参入される方への助成であり、令和元年度は7名に助成し、1人当たり年間予算は150万円で、前期と後期に分けて75万円ずつ給付しているとの説明がありました。

議第67号「令和元年度藍住町水道事業会計決算書」の中の流動資産について、未収金が3,183万3,928円あるが、回収できる見込みはあるのかとの質問があり、水道は3月から2月までの1年間の使用料収入になっており、決算上未収金となっている現年度使用料490万円の大半が1か月遅れで入ってくるため、最終的な現年度徴収率は99パーセントになる。過年度の使用料については、回収が非常に難しいものもあるが努力しているとの説明がありました。

また、業務活動によるキャッシュフローのうち、減価償却費について、1年間で1億4,841万2,527円となっているが、毎年これぐらいの額になるのかとの質問があり、毎年これぐらいの額になると思われるとの説明がありました。

審査の結果、付託された3議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9月8日に開催されました建設産業常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和2年9月24日、建設産業常任委員会、委員長、近藤祐司。以上であります。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午前10時17分小休

〔小休中に消毒をする〕

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

次に、森総務文教常任委員会委員長から報告を求めます。

森伸二君。

〔総務文教常任委員会委員長、森伸二君登壇〕

●6番議員（森伸二君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、総務文教常任委員会に付託された3議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、9月9日に開催し、高橋町長ほか関係職員の出席のもと、付託された3議案について関係理事者に補足説明を求め、詳細な説明の後、審査を行いました。

主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第62号「令和元年度藍住町一般会計歳入歳出決算報告書」のうち、町税の滞納について、徴収するためにどのような努力をしているのかとの質問があり、まずは督促状を発付し、その後、年5回、県との共同催告を含め、定期的に催告書を出して納税相談を呼び掛けている。納税相談に応じてもらえない場合は、財産調査をして財産の差し押さえ等の滞納処分という流れになっているとの説明がありました。

「令和元年度決算附属書」のうち、臨時財政対策債について、差引現在高が51億5,562万5,000円となっているが、この負債が翌年度に全額補填されず累積してこの額になったのかとの質問があり、臨時財政対策債は20年償還で、翌年度に必ず全額補填されるものではなく、その借金を返済するに当たって、交付税の基準財政需要額で面倒を見るというやり方がずっと続いている。国の財源不足が継続する限りこのままの状態が続いていく。県等を通じてできるだけ普通交付税として交付するよう伝えていきたいとの説明がありました。

「令和元年度における主要な施策の成果に関する説明書」のうち、藍住東小学校体育館屋根等改修工事について、1平方メートル当たりの単価が高いがどのような工事をしたのかとの質問があり、当初は体育館の屋根を改修するということで進んでいたが、校舎から体育館への渡り廊下が老朽化により落下する可能性があるため、急遽、渡り廊下に鉄骨を4本設置する改修を行った関係で事業費が増大しているとの説明がありました。

総合文化ホール自主事業について、現状と町の方針を教えてほしいとの質問があり、コロナ禍によって自主事業は定員50パーセントで開催しており、貸館も同様の措置をとっている。さらに、体温を必ず測ってから入場してもらっている。また、当分の間は定員50パーセントを維持し使用していくというように考えているとの説明がありました。

議第69号「令和2年度一般会計補正予算」のうち、公立学校情報機器整備事業について、小中学校1人1台パソコン端末等整備となっているが、いつまでに整備予定なのかとの質問があり、令和2年度3月末を目標にしているが、来年度にずれ込む可能性があるとの説明がありました。

端末の整備完了後については、臨時休校になった場合に家庭とのオンラインの環境づくりを考えているのかとの質問があり、インターネットが整備されていない家庭もあるため、すぐにオンライン授業などはできないが、将来的には考えていきたいとの説明がありました。

また、パソコンの専門家を各学校に配置する予定はあるのかとの質問があり、いわゆるICT支援員というもので、町に1人配置する予定だが、学校教育に応用できることを指導できる人材が少なく、来年度の4月には見つかる可能性があると考えているとの説明がありました。

審査の結果、付託された3議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9月9日に開催されました総務文教常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和2年9月24日、総務文教常任委員会、委員長、森伸二。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午前10時23分小休

〔小休中に消毒をする〕

午前10時24分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの報告のとおり、各常任委員会に付託されました全議案は、慎重に審査され、全議案承認との報告がなされておりますが、これより、会議規則第43条の

規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。御質疑のある方は御発議を願います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑がありませんので、議事を進めます。

ただいま、議題となっております議第62号から議第71号までの10議案については、各常任委員会において十分審議を尽くされたことと思いますので、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、議第62号「令和元年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議第71号「藍住町コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の廃止について」の10議案については、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 日程第11、議第73号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま提案理由の説明を求められましたので、議第73号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」説明申し上げます。議第73号につきましては、氏名、三輪浩美、任命年月日、令和2年10月1日。氏名、筒井あけみ、任命年月日、令和2年10月1日。氏名、竹内郁夫、任命年月日、令和2年10月1日であります。

以上、よろしく御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） 議第73号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第73号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」は、原案

のとおり任命同意することに決定しました。

小休します。

午前10時26分小休

〔小休中に消毒をする〕

午前10時27分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開します。

日程第12、発議第12号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

谷渕議会事務局長。

◎議会事務局長（谷渕弘子君） （議案を朗読）

○議長（西川良夫君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

森伸二君。

〔森伸二君登壇〕

●6番議員（森伸二君） 議長から提案理由の説明を求められましたので、発議第12号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮

減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月24日、送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、徳島県板野郡藍住町議会。

以上、議員各位の賛同を得まして、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君）これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（西川良夫君） これから、討論を行います。討論はありますか。

〔発言なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（西川良夫君） これから、発議第12号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を採決し

ます。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書については、速やかに関係機関へ送付をいたします。

小休します。

午前10時34分小休

〔小休中に追加日程配布〕

午前10時35分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第13、請願第3号「日本政府に「種苗法改正の取りやめ、取り下げを求める」意見書提出を求める請願書」を議題とします。

なお、本日までに受理をしております請願は、開会日にお配りした、請願文書表のとおり、本請願1件のみとなっております。

事務局長に請願文書表を朗読させます。

谷淵議会事務局長。

◎議会事務局長（谷淵弘子君） （請願文書表を朗読）

○議長（西川良夫君） 請願第3号の紹介議員であります、近藤祐司君から、請願の説明を求めます。

近藤祐司君。

〔近藤祐司君登壇〕

●7番議員（近藤祐司君） 議長から請願に対する説明を求められましたので、読み上げまして、説明にかえさせていただきます。

2018年4月に種子法が廃止され、主要農作物（米、麦、大豆）の公的な種子生産が、民間企業への知見の提供によって失われようとしています。

これを懸念する多くの国民の声の高まりにより、既設予定を含め来年までには全

国の半数に及ぶ25道県で種子条例が制定され、公的な種子生産が継続されることになりました。

しかし、農水省は「優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会」で種苗法の現行制度の見直しを検討、2019年11月15日、新品種保護に関する対策をとりまとめ、これを元に2020年1月20日召集された第201回通常国会に種苗法改正案が上程されました。しかし、広く国民の間から懸念する声や反対の声が起き、秋の国会に延期されました。

種苗法廃止とそれに続く種苗法改正によって、公的な種子の生産、育成、供給が失われ、種苗法改正による登録品種全てを「許諾制」にして、農家の自家増殖（種子を取り、使う）の権利を著しく狭めようとしています。

農水省は登録品種は1割しかなく、農家に与える影響はほとんど無いと発表していますが、実際に使われている品種では約63%が対象となります。米については青森99%、北海道88%、宮城15%等地域差はあるものの全国平均64%です。その他の野菜、果樹等も種類、地域により差はあるものの大きな影響があることが判明しました。

また農水省の2015年アンケート結果によれば、農家の自家増殖が52.2%、野菜は74.5%と高い自家増殖率である結果が出ています。このことから種苗法改正の農家に与える影響は多大であると言えます。

従来の種苗法下で一部禁止品目を除き、当然の権利として認められていた自家採種、自家増殖の権利を奪い、許諾による種苗の毎回購入は、重い経済負担となります、ただでさえ厳しい農家の窮状に拍車をかけ、離農ひいては農業そのものの存亡の危機を招きかねません。

また、民間委託の中で育成者権ばかりが増大され、営利追求によって独占が進み、種子の安全性、多様性も失われかねません。東西南北、高低等変化に富んだ日本の地勢に適合した優良で多様性に富んだ種子が、長い歴史の中で、国民の生命を支えてきたのです。その多様で良質な種子が失われ、供給できなくなることは、食料不足による国家的な危機が起こりかねません。そして、山や里山平野における農地の存在は水源涵養、CO₂削減等の環境保全に貢献しており、農業を守る事は地球レベルの最重要な課題であり、農家の権利を守り支援をすることに取り組むべきです。

また、地球温暖化による異常気象の多発で風水害が至るところで発生し農作物の多大なる被害が起きています。更にコロナ禍による今までにない状況が生み出され、

食糧自給率の低い日本は食糧不足という重大な危機も起こりかねない事態に至っています。農業を守り、食糧の自給率を上げ、国民の生命を守ることが求められています。

以上の観点から、種苗法改正を取りやめ、または取り下げるようお願いいたします。請願事項、1. 農業者が登録品種の収穫物、種苗から得られる収穫物の一部を次期収穫物の生産のために種苗として用いる自家採種増殖は、原則自由とすること。改正前の数年にわたって、急速に増加した禁止事項についても、登録品種が無いものも含まれており、農業者、消費者の声が反映するような検討委員会を設けて再検討し減らすべきです。日本が2013年に締結しているITPGR「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」や国連の小農宣言に明示された農家の種子の権利を受入れ、農業を守るための法整備に尽力していただきたい。今回の改正案は、日本が締結している国際条約に反する内容となっており、取り下げ廃案にすべきです。

2. 農研機構などの公的な機関、また地方公共団体で育種・育成された、公共品種については、登録品種であっても、農業者による自家採種・増殖の権利を認めること。

3. 新品種登録のための審査について、厳正、公平な審査が行われるよう、出願された品種を登録品種として認定するための機関に、農家や農民間体の推薦する代表者と、農業に関わる遺伝資源と分類に関わる生物学者が、認定決定権に関われるよう措置すること。新品種について、遺伝子組み換え、ゲノム編集の交雑、混入による汚染がおき、取り返しのつかないことにならないよう、新品種の開発に遺伝子組み換え、ゲノム編集を禁止すべきです。

4. 農水省はこの改正の目的は、登録品種の種苗の海外盗用を防ぐためと明記していますが、改正案の許諾制では防げないことは、明らかとなっています。登録品種であるか否かの判定をしやすくするために「特性表」の活用、その補正ができる権利を育成者に付与したり、最終決定権を農林水産大臣に委ねるといふ、客観性と科学性を欠いた制度導入で、登録品種を一挙に増大させようとしています。

少なくとも民主主義社会においては、厳正かつ公平な審査が行われるよう、開かれた審査機関、審査制度に基づき、育成者権の侵害となる裁判において、通例通り現物主義をもって判定すべきです。

5. 農水省は、在来種、伝統種は登録品種（新品種）の対象外と述べていますが、

「特性表」の判定制度によって拡大解釈される恐れもあります。

また、対象外とされていたF1品種も登録できるようにしようとしています。

さらに、種苗会社が在来種、伝統種を登録していても、在来種、伝統種としての確固たるデータが無いとして、逆盗用が起きる可能性もあります。そういう混乱が起きないように農水省、各自治体が調査し、公正なデータを作り、ジーンバンクを増やし、在来種、伝統種が失われないよう、中山間地の農業支援、地域の生活、食文化を守る事と一体となった種子を守り続けてきた歴史に敬意を表し、経済的支援も含めたバックアップ体制を早急に作るべきです。失われた種子を取り戻すことはできません。農民の権利を守り、生命の種子を守る具体的な施策を推進すべきです。

以上、意見書（案）を添え、日本国政府に意見書を提出していただきますようお願いいたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） お諮りします。請願第3号「日本政府に「種苗法改正の取りやめ、取り下げを求める」意見書提出を求める請願書」については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（西川良夫君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。

○議長（西川良夫君） これから、請願第3号「日本政府に「種苗法改正の取りやめ、取り下げを求める」意見書提出を求める請願書」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第3号を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（西川良夫君） 起立全員であります。お座りください。

したがって、請願第3号「日本政府に「種苗法改正の取りやめ、取り下げを求める」意見書提出を求める請願書」は、採択することに決定しました。

議事の都合により小休いたします。

午前10時48分小休

〔小休中に追加日程配布〕

午前10時59分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。小休中に近藤祐司君から請願第3号の採択による意見書の議案が提出されました。この議案は所定の賛成者がありますので成立いたしました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号「自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書」についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発議第13号「自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書」についてを上程し、議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

◎議会事務局長（谷渕弘子君） （議案を朗読）

○議長（西川良夫君） 提出者であります、近藤祐司君より、発議第13号について、提案理由の説明を求めます。

近藤祐司君。

〔近藤祐司君登壇〕

●7番議員（近藤祐司君） 議長から提案理由の説明を求められましたので、発議第13号「自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書」を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書。

農水省は「優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討

会」で種苗法の現行制度の見直しを検討、2019年11月15日、新品種保護に関する対策をとりまとめ、これを元に2020年1月20日に召集された第201回通常国会に種苗法の改正案が上程されました。しかし、広く国民の間から、種苗法改正を懸念する声や反対の声が起き、秋の国会に延期されました。

1. 現行法で原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を「許諾制」という形で事実上一禁止する改正案により、農家のタネ取り（自家増殖）の権利が著しく制限されると同時に許諾手続き・費用、もしくは種子を毎年購入しなければならないなど（日本の農業を支える圧倒的多数の小規模）農家にとっては新たに大きな負担が発生することとなる。これは農家の経営を圧迫し、ひいては地域の農業の衰退を招きかねず、「国連家族農業の10年」や「小農の権利宣言」の精神とも相反するものである。

2. また、農水省は今回の改正が「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」であることを強調しているが、シャインマスカットやイチゴのような海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖を全て防ぐことは物理的にも困難であり、有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法である、と農水省自身もかつて認めており（2017年11月付け食料産業局知的財産課）海外での育成者権の保護強化のために日本国内の農家の自家増殖を禁ずる必要はない。

3. 在来種（一般品種）は育成者権の対象外としているが甘藷苗やイチゴ苗なども一般品種とともに登録される可能性も否定できない。今回の法案では裁判の際には特性表に基づいてのみ判断するとされるため、育成者権者にとっては大変有利である一方、（小規模）農家を萎縮させ、在来種の栽培やタネ取り、苗作りを断念させる可能性もある。その結果、地域で種子を守ってきたタネ取り農家とともに多様な種子が失われ消費者の選ぶ権利を奪うことにもなりかねない。また、地域の中小の種苗会社が資金的に品種登録をする余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになる。

4. 自家増殖禁止は育成者権を守るためのグローバルスタンダードであるとされているが、自家増殖禁止は種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねず、地球規模での気候変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点にも逆行している。

国においては地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確

保する観点から、農家の権利を制限する「種苗法」改正の取りやめを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月24日、提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、農林水産大臣殿、徳島県板野郡藍住町議会。

以上、議員各位の賛同を得まして、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます

○議長（西川良夫君） お諮りいたします。発議第13号については、先ほどの請願の採択による意見書でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号「自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書」については、原案のとおり可決いたしました。

なお、意見書については、速やかに関係機関に送付いたします
小休します。

午前11時7分小休

〔小休中に消毒をする〕

午前11時8分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開します。

日程第14、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

お諮りいたします。本件は、お手元にお配りいたしました意見のとおり、山田昌俊氏については、適任であるとの答申をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、お手元にお配りいたしました意見のとおり、答申することに決定いたしました。

○議長（西川良夫君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（西川良夫君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いいたします。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 9月議会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。去る、4日の開会から本日までの21日間にわたり、御審議いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。また、この間、一般質問等におきまして、議員各位から新型コロナウイルス感染症対応を始め、福祉、産業、教育、住環境問題、交通安全、防災対策など幅広い分野において貴重な御意見、御提言を賜りましたことを重ねてお礼を申し上げます。

今後、議会を始め町民の皆様の御理解をいただきながら住民福祉の向上のため行政の執行に努めてまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

9月も下旬となりますと、朝夕が随分と過ごしやすくなってまいりましたが、季節の変わり目は体調を崩しやすい時期でもあります。どうか御自愛をいただきますとともに、皆様の御健勝をお祈りいたしまして、閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（西川良夫君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。こ

れをもちまして、令和2年第3回藍住町議会定例会を閉会いたします

午前11時11分閉会

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	西川 良夫
会議録署名議員	林 茂
会議録署名議員	奥村 晴明